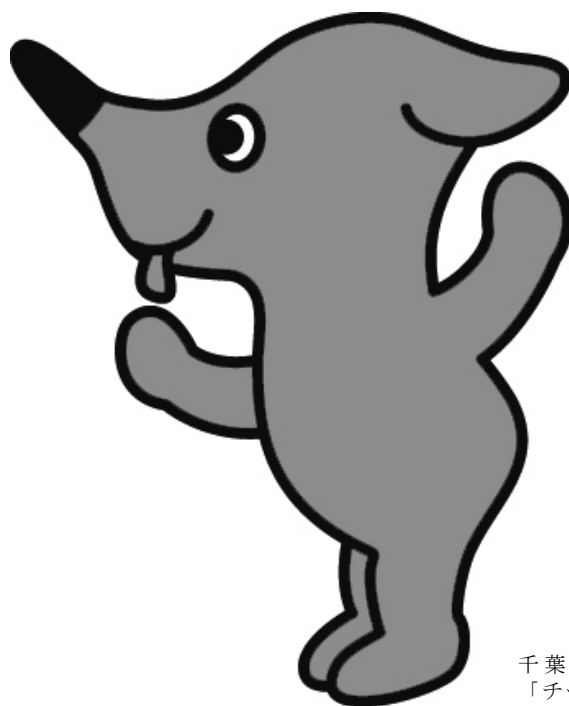


# 子どもへの支援施策ガイドブック

千葉県子どもの貧困対策推進計画  
別冊



千葉県マスコットキャラクター  
「チーパくん」

平成28年 2月

千葉県

## ◆作成にあたって

県では、「千葉県子どもの貧困対策推進計画」を平成27年12月に策定し、すべての子どもが夢と希望をもって成長していける社会を実現するため、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育をうける機会の均等を図り、生活の支援、保護者の就労支援などと併せて、子どもの貧困対策を総合的に推進することとしております。

また、計画策定にあたり、実施した実態調査において、「今後に希望・期待すること」として、「利用できる支援や相談窓口の情報を分かりやすく教えてほしい」、「ひとつの相談窓口から様々な支援に結びつけてほしい」の項目で、すごく重要との回答が多くありました。

子どもの貧困の連鎖を解消するためには、支援施策の分野にとらわれず、横断的な支援の展開と、地域を基盤とした支援ネットワークの整備と活用が必要となっており、併せて、家庭・学校・地域が、それぞれの立場から責任を自覚し、相互に連携し、社会全体で子どもの成長を支える社会づくりが必要となっております。

以上により、千葉県内の子どもやその保護者に対する支援施策等をガイドブックとして取りまとめ、相談等の窓口から、活用できる様々な支援の紹介や結びを促進し、併せて、保護者等に対する支援施策の案内及び、申請等の窓口の周知を図ることとしました。

## ◆県内の支援施策等一覧表

### 1 教育の支援

#### (1) 学校を核とした子どもへの支援

No.	事業名	対象者等	ページ
1	スクールソーシャルワーカーの配置	公立小中学校及び県立高等学校 の児童生徒及び保護者	7
2	スクールカウンセラーの配置		8
3	地域とともに歩む学校づくり推進支援 事業（地域未来塾）	事業を実施している学校の生徒	9
4	放課後子供教室推進事業	すべての子ども （対象学年は地域により異なる）	10
5	千葉県夢チャレンジ体験スクール	小学生・中学生・高校生等 （県内在住）	11

#### (2) 就学支援の充実

No.	事業名	対象者等	ページ
1	生活困窮者自立支援制度による 子どもの学習支援事業	生活困窮世帯で生活する子ども （対象学年は地域により異なる）	13
2	生活保護制度による 生活・住宅・教育・生業扶助等	収入が最低生活費を下回る世帯	14
3	学習支援ボランティア事業	ひとり親家庭の児童等 （県内在住）	17
4	生活福祉資金貸付制度（就学支援費）	低所得者世帯 （市町村民税非課税程度）	18
5	生活福祉資金貸付制度（教育支援費）		19
6	小・中学生の就学援助制度（学用品費等）	小学生・中学生の保護者 （就学困難と認められる方）	20
7	小・中学生の就学援助制度（医療費）		22
8	小・中学生の就学援助制度 （学校給食費）		23
9	千葉県要保護及び準要保護 就学援助費事業（医療費）	県立中学校、県立特別支援学校 の小学・中学部の児童・生徒の 保護者 （就学困難と認められる方）	23
10	千葉県要保護及び準要保護 就学援助費事業（学校給食費）		24
11	特別支援教育就学奨励費 （特別支援学級）	小中学校の特別支援学級に就学 する児童生徒の保護者等	25
12	特別支援教育就学奨励費 （特別支援学校）	特別支援学校に就学する 児童生徒等の保護者等	26
13	奨学のための給付金（国公立）	国公立の高校生等がいる世帯の 保護者等（県内在住・所得制限有）	27
14	千葉県奨学資金の貸付け制度	保護者等が県内に住所を有する 高校生等	29
15	高等学校等就学支援金（公立高等学校）	高等学校に在学する生徒 （平成26年度以降の入学に限る）	31

No.	事業名	対象者等	ページ
16	私立高等学校等授業料減免事業	私立高等学校等に在学する方 (事業を実施している学校に限る)	33
17	私立高等学校入学金軽減事業		35
18	奨学のための給付金(私立)	私立の高校生等がいる世帯の 保護者等(県内在住・所得制限有)	36
19	高等学校等就学支援金(私立高等学校)	高等学校に在学する生徒 (平成26年度以降の入学に限る)	38

### (3) 大学等進学・高等学校中退の子どもに対する支援

No.	事業名	対象者	ページ
1	生活福祉資金貸付制度(就学支援費) 〔再〕	低所得者世帯 (市町村民税非課税程度)	18
2	生活福祉資金貸付制度(教育支援費) 〔再〕		19
3	母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭の母、父子家庭の父、 寡婦等	40
4	地域若者サポートステーション事業	15歳から39歳までの就労への 意欲がある方及びその家族	42
5	千葉県公立高等学校学び直し支援金 制度	過去、高等学校等を中途退学し、 現在、県内の高等学校等に在学 している方	43
6	千葉県私立高等学校等学び直し支援金		45

## 2 生活の支援

### (1) 保護者への生活支援

No.	事業名	対象者	ページ
1	生活困窮者自立支援制度による 自立相談支援事業	生活困窮世帯で生活する保護者 や子ども等	47
2	中核地域生活支援センター事業	すべての方	48
3	民生委員・児童委員制度	高齢者や母子家庭、障害者など の要援護者等	49
4	放課後児童クラブ	小学校に就学している保護者が 昼間家庭にいない児童	50
5	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月を迎えるまでの、 すべての乳児がいる家庭	51
6	母子生活支援施設	母子家庭の母又はこれに準ずる 事情のある女子	52
7	母子保健事業(思春期保健相談事業) による支援	小中高校生、保護者、教職員等	53

## (2) 子どもの生活や就労への支援

No.	事業名	対象者	ページ
1	乳幼児の健康診査	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の対象幼児等	54
2	Webサイト 「親力アップいきいき子育て広場」	すべての方 (webサイトを閲覧できる方)	55
3	放課後子供教室推進事業 [再]	すべての子ども (対象学年は地域により異なる)	10
4	子どもと親のサポートセンター 教育相談事業	児童生徒、保護者、教職員等	56
5	地域若者サポートステーション事業 [再]	15歳から39歳までの就労への 意欲がある方及びその家族	42

## (3) 児童養護施設等の子どもへの支援

No.	事業名	対象者	ページ
1	児童自立生活援助(自立援助ホーム)	義務教育を終了した20歳未満の 児童養護施設等を退所した方等	58

## (4) その他の生活の支援

No.	事業名	対象者	ページ
1	生活困窮者自立支援制度による 住居確保給付金	離職により生活に困窮し、住居 喪失のおそれがある者等	59
2	生活保護制度による 生活・住宅・教育・生業扶助 [再]	収入が最低生活費を下回る世帯	14
3	県営住宅へ入居する際の優遇措置	母子・父子世帯、多子世帯(18 歳未満の子どもが3人以上)	61
4	特定優良賃貸住宅家賃補助事業	同居親族がおり、居住するた めの住宅が必要な者(所得制限有)	63
5	あんしん賃貸支援事業	高齢・障害・外国人世帯又は、 子育て世帯	65

## 3 保護者に対する就労の支援

### (1) 保護者の就労への支援

No.	事業名	対象者	ページ
1	就労支援事業(生活保護法・生活困窮者 自立支援制度)	生活保護の受給者、生活に困窮 している方	66
2	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母、父子家庭の父、 寡婦等(政令市・中核市を除く県内在住)	67
3	母子父子寡婦福祉資金の貸付 [再]	母子家庭の母、父子家庭の父、 寡婦等	40
4	放課後児童クラブ [再]	小学校に就学している保護者が 昼間家庭にいない児童	50

## (2) 保護者の就労に係る資格取得への支援

No.	事業名	対象者	ページ
1	生活保護制度による 生活・住宅・教育・生業扶助 [再]	収入が最低生活費を下回る世帯	14
2	母子家庭等自立支援給付金事業	母子家庭の母、父子家庭の父 (県内在住)	68

## 4 経済的支援

### (1) ひとり親世帯への経済的支援

No.	事業名	対象者	ページ
1	児童扶養手当の支給	児童を監護している母子家庭の 母等 (所得制限等有)	69
2	ひとり親家庭等医療費等助成事業	ひとり親家庭の母・父と児童、 父母のいない児童等 (所得制限等有)	71
3	母子家庭等就業・自立支援センター事業 [再]	母子家庭の母、父子家庭の父、 寡婦等 (政令市・中核市を除く県内在住)	67

### (2) その他の経済的支援

No.	事業名	対象者	ページ
1	児童手当支給事業	中学校修了までの児童を養育し ている父母等 (県内在住)	72
2	生活保護制度による 生活・住宅・教育・生業扶助 [再]	収入が最低生活費を下回る世帯	14
3	生活福祉資金貸付制度 (就学支援費) [再]	低所得者世帯 (市町村民税非課税程度)	18
4	生活福祉資金貸付制度 (教育支援費) [再]		19
5	小・中学生の就学援助制度 (学用品費等) [再]	小学生・中学生の保護者 (就学困難と認められる方)	20
6	小・中学生の就学援助制度 (医療費) [再]		21
7	小・中学生の就学援助制度 (学校給食費) [再]		22
8	千葉県要保護及び準要保護就学援助費 事業 (医療費) [再]	県立中学校、県立特別支援学校 の小学・中学部の児童・生徒の 保護者 (就学困難と認められる方)	23
9	千葉県要保護及び準要保護就学援助費 事業 (学校給食費) [再]		24
10	特別支援教育就学奨励費 (特別支援学級) [再]	小中学校の特別支援学級に就学 する児童生徒の保護者等	25
11	特別支援教育就学奨励費 (特別支援学校) [再]	特別支援学校に就学する 児童生徒等の保護者等	26
12	奨学のための給付金 (国公立) [再]	国公立の高校生等がいる世帯の 保護者等 (県内在住・所得制限有)	27
13	千葉県奨学資金の貸付け制度 [再]	保護者等が県内に住所を有する 高校生等	29

No.	事業名	対象者	ページ
14	高等学校等就学支援金（公立高等学校） 〔再〕	高等学校に在学する生徒 （平成 26 年度以降の入学に限る）	3 1
15	私立高等学校等授業料減免事業 〔再〕	私立高等学校等に在学する方 （事業を実施している学校に限る）	3 3
16	私立高等学校等入学金軽減事業 〔再〕		3 5
17	奨学のための給付金（私立） 〔再〕	私立の高校生等がいる世帯の 保護者等（県内在住・所得制限有）	3 6
18	高等学校等就学支援金（私立高等学校） 〔再〕	高等学校に在学する生徒 （平成 26 年度以降の入学に限る）	3 8
19	母子父子寡婦福祉資金の貸付 〔再〕	母子家庭の母、父子家庭の父、 寡婦等	4 0
20	千葉県公立高等学校学び直し支援金 制度 〔再〕	過去、高等学校等を中途退学し、 現在、県内の高等学校等に在学 している方	4 3
21	千葉県私立高等学校等学び直し支援金 〔再〕		4 5
22	生活困窮者自立支援制度による 住居確保給付金 〔再〕	離職により生活に困窮し、住居 喪失のおそれがある者 等	5 9
23	特定優良賃貸住宅家賃補助事業 〔再〕	同居親族がおり、居住するため の住宅が必要な者（所得制限有）	6 3
24	母子家庭等自立支援給付金事業 〔再〕	母子家庭の母、父子家庭の父 （県内在住）	6 8

## 別添：主な受付窓口一覧表

No.	事業名等の名称	ページ
1	福祉事務所（生活保護担当課）	7 4
2	自立相談支援事業（生活困窮者自立支援制度）	7 6
3	千葉県健康福祉センター・保健所	7 8
4	児童相談所	7 9
5	市町村教育委員会	8 0
6	放課後子供教室実施市町一覧（平成 26 年度現在）	8 2
7	市区町村社会福祉協議会	8 3
8	ひとり親家庭福祉市町村担当課	8 5
9	地域若者サポートステーション	8 7
10	中核地域生活支援センター	8 8
11	放課後児童クラブ	8 9
12	母子保健市町村担当課	9 1
13	千葉県特定優良賃貸住宅の管理者	9 3
14	千葉県あんしん賃貸住宅協力店	9 4
15	児童手当支給事業市町村担当課	1 0 0

## 教育の支援

事業の名称	スクールソーシャルワーカーの配置
事業の内容	<b>【事業概要】</b> 様々な困難を抱える児童生徒の状況に応じて、家庭や福祉機関等の関係機関への働きかけ、及び関係者に対する支援・相談を行います。
	<b>【実施方法】</b> 学校からの依頼を受け、地区不登校等対策拠点校配置のスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や福祉機関等の関係機関への働きかけや、関係者に対する支援・相談を行います。
	<b>【実施場所】</b> 各公立小中学校及び各県立高等学校
	<b>【実施・開催日】</b> 学校との相談になります。(平日対応)
	<b>【利用料】</b> 無料(自己負担無し) <b>【利用方法】</b> 通学している各学校へ、御相談ください。
利用対象	公立小中学校及び県立高等学校の児童生徒及び保護者が対象です。 学校からの依頼となります。
主な受付窓口	<b>【名称】【場所】【連絡先】</b> 各公立小中学校、県立高等学校 ※ お問い合わせは、通学している各学校まで
参考	[県ホームページ] <a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/soudan/counsellor.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/soudan/counsellor.html</a>
県庁所管課	教育庁教育振興部指導課 生徒指導・いじめ対策室 電話：043(223)4055



## 教育の支援

事業の名称	スクールカウンセラーの配置
事業の内容	<p><b>【事業概要】</b> 臨床心理に関して高度な専門的な知識・経験を生かし、児童生徒の相談や、保護者、教職員等への助言・援助を行います。</p>
	<p><b>【実施方法】</b> 各学校配置のスクールカウンセラーが、児童生徒の相談や、保護者、教職員等への助言・援助を行います。 未配置校については、近隣のスクールカウンセラー配置校のスクールカウンセラーが対応します。</p> <p><b>【実施場所】</b> 各公立小中学校及び各県立高等学校</p> <p><b>【実施・開催日】</b> 学校との相談になります。(平日対応)</p> <p><b>【利用料】</b> 無料(自己負担無し)</p> <p><b>【利用方法】</b> 通学している各学校へ、御相談ください。</p>
利用対象	公立小中学校及び県立高等学校の児童生徒及び保護者が対象です。
主な受付窓口	<p><b>【名称】【場所】【連絡先】</b> 各公立小中学校、県立高等学校 ※ お問い合わせは、通学している各学校まで</p>
参考	<p>[県ホームページ] <a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/soudan/counsellor.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/soudan/counsellor.html</a></p>
県庁所管課	<p>教育庁教育振興部指導課 生徒指導・いじめ対策室 電話：043(223)4055</p>

## 教育の支援

事業の名称	地域とともに歩む学校づくり推進支援事業（地域未来塾）
事業の内容	<p><b>【事業概要】</b></p> <p>中学生を対象とした、大学生や教員 OB など地域住民の協力による学習支援です。経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生へ原則無料の学習支援を実施します。</p> <p>※平成 28 年 1 月 1 日現在、本県では浦安市（2 校）で実施しています。</p> <p><b>【実施方法】【実施場所】【実施・開催日】【利用料】【利用方法】</b></p> <p>当該事業を実施している市町村に確認してください。</p> <p>※ 平成 2 8 年 1 月現在の実施市町村 浦安市</p>
利用対象	実施校生徒
主な受付窓口	<p><b>【名称】【場所】【連絡先】</b></p> <p>浦安市教育政策課 電話：047-351-1111（内線 1287）</p> <p>※ 平成 2 8 年 1 月現在の実施市町村 浦安市</p>
県庁所管課	教育庁教育振興部生涯学習課 学校・家庭・地域連携室 電話：0 4 3（2 2 3）4 1 6 7

**教育の支援 生活の支援**

事業の名称	放課後子供教室推進事業
事業の内容	<p><b>【事業概要】</b>                      小学校の教室等を活用して、放課後や週末等に地域の方々と一緒に、原則無料で学習やスポーツ・文化活動等を行います。</p>
	<p><b>【実施方法】【実施場所】【実施・開催日】【利用料】【利用方法】</b></p> <p>実施市町村により異なります。                      （別添「放課後子供教室実施市町一覧」を参照のうえ、お問合せください）</p>
利用対象	<p>すべての子供                      （対象学年は市町村、各教室により異なります。）</p>
主な受付窓口	<p><b>【名称】【場所】【連絡先】</b>                      別添「放課後子供教室実施市町一覧〔P82〕」のとおり</p>
参考ホームページ	<p>[県ホームページ]  <a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shougaku/renkei/houkago/index.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shougaku/renkei/houkago/index.html</a></p>
県庁所管課	<p>教育振興部生涯学習課 学校・家庭・地域連携室                      電話：043（223）4167</p>

## 教育の支援

<p>事業の名称</p>	<p>千葉県夢チャレンジ体験スクール</p>
<p>事業の内容</p>	<p><b>【事業概要】</b>          県内の多様な産業や大学等と連携し、子供たちが様々な職種における就業体験や科学・技術体験等を通じて、職業に必要な資質や能力等について学ぶとともに、将来の職業に対する夢を育みます。</p> <p><b>【実施方法】</b>          県内の企業や事業所、大学等に行き、様々な職種における就業体験や科学・技術体験等を通じて、職業に必要な資質や能力等について学びます。プログラムによっては事前・事後学習等を実施し、宿泊も伴います。</p> <p><b>【実施場所】</b>          県内の企業や事業所、大学等（平成27年度は36箇所）          [サイエンススクール]          ○かずさDNA研究所○東京大学生産技術研究所○三井化学茂原分工場○県立中央博物館○県水産総合研究センター          ○県立現代産業科学館○県環境研究センター○県衛生研究所○県農林総合研究センター○県産業支援技術研究所○海の博物館○県畜産総合研究センター○（独）製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター○東京大学宇宙線研究所</p> <p>[キャリア教育科学・先端技術体験キャンプ]          ○国立がん研究センター ○セイコーインスツル ○千葉県大学環境健康フィールド科学センター○東葛テクノプラザ          ○東京大学宇宙線研究所 ○日本ベルパーツ○出光興産先進技術研究所 ○かずさDNA研究所 ○キャノンマーケティングジャパン○新日鐵住金開発本部 ○（独）製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター○ソニーイーエムシーエス ○東京情報大学○荏原製作所 ○日本IBM          ○千葉県がんセンター</p> <p>[キャリア教育しごと体験キャンプ]          ○JALスカイ成田事業所○ANA成田エアポートサービス○千葉銀行○千葉信用金庫○東京税関成田支署○野村證券千葉支店○ホテルニューオータニ幕張 ○毎日新聞千葉</p>

	<p>支局○日本生命保険千葉支社</p> <p><b>【実施・開催日】</b> 夏季休業中に実施します。</p> <p><b>【利用料】</b> [参考] 金額は平成27年度の参加費です。 (体験場所までの交通費等は除きます)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ サイエンススクール (45円)</li> <li>○ キャリア教育科学・先端技術体験キャンプ 日帰りコース：90円～135円、宿泊コース：2991円</li> <li>○ キャリア教育しごと体験キャンプ (3591円)</li> </ul> <p><b>【利用方法】</b> 事前申し込み（ホームページの専用入力フォームから入力するか申込用紙を郵送またはファクシミリで送付）で、申込多数の場合は抽選で参加者を決定します。</p>
利用対象	県内在住の小学生・中学生・高校生等
主な受付窓口	<p><b>【名称】</b> 千葉県夢チャレンジ体験スクール実行委員会事務局</p> <p><b>【場所】</b> 千葉市中央区市場町1-1 千葉県教育庁生涯学習課内</p> <p><b>【連絡先】</b> 043-223-4069</p>
参考 ホームページ	<p>[県ホームページ]</p> <p><a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shougaku/career/taikenschool.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shougaku/career/taikenschool.html</a></p>
県庁所管課	<p>教育庁教育振興部生涯学習課 学校・家庭・地域連携室</p> <p>電話：043(223)4069</p>

## 教育の支援

事業の名称	子どもの学習支援事業（生活困窮者自立支援制度）
事業の内容	<p><b>【事業概要】</b> 生活に困窮する世帯（生活保護を受給する世帯を含む）で暮らす子どもを対象として、学習の支援や居場所の提供などを行います。</p>
	<p><b>【実施方法】</b> 生活に困窮する世帯（生活保護を受給する世帯を含む）の児童・生徒を対象として、地域の実情に合わせた学習の支援を行っております。（実施していない市町村もあります。）</p> <p><b>【実施場所】</b> 各市、県（町村部）が定める場所になります。 ※ 平成28年1月現在の実施市町村 千葉県、船橋市、松戸市、野田市、成田市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、浦安市、富里市</p> <p><b>【実施日】</b> 各市、県（町村部）が定める日時になります。</p> <p><b>【利用料】</b> 各市、県（町村部）が定める利用料になります。</p> <p><b>【利用方法】</b> 別添「自立相談支援事業窓口一覧表」にある、お住まいの市町村相談窓口へ、お問い合わせください。 生活保護を受給する世帯は、担当のケースワーカーにご相談ください。</p>
利用対象	各市、県（町村部）が定める対象者（年齢等）になります。
主な受付窓口	<p><b>【名称】【場所】【連絡先】</b> 自立相談支援事業（生活困窮者自立支援制度）窓口 別添「自立相談支援事業窓口一覧表〔P76〕」のとおり ※ 平成28年1月現在の実施市町村 千葉県、船橋市、松戸市、野田市、成田市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、浦安市、富里市</p>
参考ホームページ	<p>[県ホームページ] <a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/seikatukonkyuu-h2703.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/seikatukonkyuu-h2703.html</a></p>
県庁所管課	<p>健康福祉部健康福祉指導課 自立支援班 電話：043（223）2309</p>

<p>事業の名称</p>	<p>生活保護制度による支援 (生活扶助・住宅扶助・教育扶助・生業扶助等)</p>
<p>事業の内容</p>	<p><b>【事業概要】</b></p> <p>生活保護は、資産や能力等すべてを活用しても、なお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。</p> <p>支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なります。</p> <p><b>【実施方法】</b></p> <p>福祉事務所の窓口にて、申請を受け付けております。</p> <p>申請後、保護の決定のために家庭訪問や資産、就労の可能性などの調査を行い、保護の決定を行います。</p> <p>その最低生活費と世帯の収入（手当・年金・働いた収入等）とを比べ、収入が低かった場合に、その不足する分を保護費として支給します。</p> <p>最低生活費とは、厚生労働大臣が定める、各世帯の世帯員の年齢や人数、生活する地域などにより、それぞれの最低生活のための基準額を合わせた額です。</p> <p>具体的には、以下のように、生活を営む上で必要な各種費用に対応した8種類の扶助を支給します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活扶助             <p>日常生活に必要な費用（食費・被服費・光熱費等）</p> <p>⇒ 基準額は、①食費等の個人的費用、②光熱水費等の世帯共通費用を合算して算出します。</p> </li> <li>2 住宅扶助             <p>アパート等の家賃</p> <p>⇒ 定められた範囲内で実費を支給します。</p> </li> <li>3 教育扶助             <p>義務教育を受けるために必要な学用品や給食費</p> <p>⇒ 定められた基準額を支給します。</p> </li> <li>4 医療扶助             <p>医療サービスの費用</p> <p>⇒ 費用は直接医療機関へ支払います。（本人負担なし）</p> </li> <li>5 介護扶助             <p>介護サービスの費用</p> <p>⇒ 費用は直接介護事業者へ支払います。（本人負担なし）</p> </li> </ol>

## 6 出産扶助

出産費用

⇒ 定められた範囲内で実費を支給します。

## 7 生業扶助

就労に必要な技能の修得等にかかる費用

高等学校等で就学するために必要な費用

⇒ 定められた範囲内で実費を支給します。

## 8 葬祭扶助

葬祭費用

⇒ 葬祭扶助 定められた範囲内で実費を支給します。

### 【支給方法】

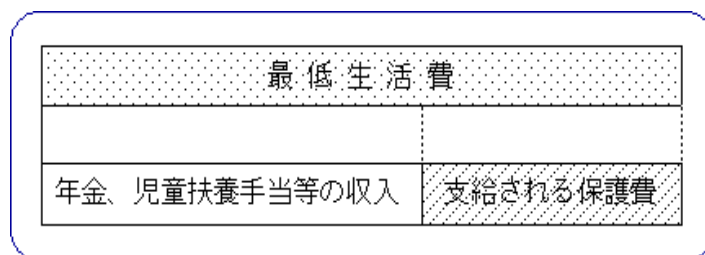
厚生労働大臣が定める基準に基づく最低生活費から収入を差し引いた額を、保護費として毎月支給します。

また、保護を受けている時に、臨時的にかかる費用（入学準備の費用、求職のための費用、病院に通院するための費用等）についても、申請することにより支給されるものがあります。

ただし、医療や介護に係る費用については、原則、現物支給（福祉事務所より、それぞれの機関へ直接支払います。）となります。

### 【支給金額】

最低生活費と世帯の収入（手当・年金・働いた収入等）とを比べ、その不足する分を、保護費として支給します。



収入としては、就労による収入、年金等社会保障給付、親族による援助等を認定します。

最低生活費は、お住まいの地域や世帯の構成等により異なりますので、詳しくはお住まいの地域を所管する福祉事務所の生活保護担当課にご確認ください。

### 【支給要件】

生活保護は世帯単位（住民票、内縁関係、出稼ぎなどに関わらず、実際に生計を共にしている家族など）で行います。

また、世帯員全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提であり、扶養義務者の扶養は、保護に優先します。



	<p>1 資産の活用とは  預貯金、生命保険などがある場合は、生活のために利用してください。</p> <p>また、生活に利用されていない土地・家屋、処分価値の高い物品（自動車・貴金属等）があれば、原則として売却等し生活費に充ててください。</p> <p>2 能力の活用とは  働くことが可能な方は、その能力に応じて働いてください。</p> <p>3 あらゆるものの活用とは  年金や手当、失業保険等、他の制度で給付を受けることができる場合は、まずそれらを活用してください。</p> <p>4 扶養義務者の扶養とは  親族等から援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。</p>
利用対象	<p>上記に記載した、資産や能力等すべてを活用しても、なお生活に困窮する方（収入が最低生活費を下回る方）</p> <p>※ 最低生活費は、お住まいの地域や世帯の構成等により異なりますので、詳しくはお住まいの地域を所管する福祉事務所の生活保護担当課にご確認ください。</p>
主な受付窓口	<p><b>【名称】【場所】【連絡先】</b></p> <p>お住まいの地域を所管する福祉事務所の生活保護担当課。</p> <p>また、町村にお住まいの方は、お住まいの町村役場でも申請の手続きを行うことができます。</p> <p>別添「福祉事務所（生活保護担当課）一覧表〔P74〕」のとおり</p>
参考	<p>[国ホームページ]</p> <p><a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhogo/">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhogo/</a></p>
県庁所管課	<p>健康福祉部健康福祉指導課 生活保護班</p> <p>電話：043（223）2312</p>

## 教育の支援

事業の名称	学習支援ボランティア事業
事業の内容	<p><b>【事業概要】</b> ひとり親家庭の児童の学習を支援したり、進学相談等を行うために大学生等のボランティアを当該児童の家庭等に派遣する事業です。</p>
	<p><b>【実施方法】</b> 子どもの学習の面倒を見る時間がないひとり親家庭に対して、学習指導を行ったり、学習に関する様々な相談等をお受けする事業です。 御希望の方は、当該事業を実施している市町村に確認してください。</p> <p><b>【実施場所】</b> 当該事業を実施している市町村に確認してください。</p> <p><b>【実施・開催日】</b> 当該事業を実施している市町村に確認してください。</p> <p><b>【利用料】</b> 当該事業を実施している市町村に確認してください。</p> <p><b>【利用方法】</b> 当該事業を実施している市町村に確認してください。</p> <p><b>【所得制限等】</b> 所得制限があります。詳細については、当該事業を実施している市町村に確認してください。</p>
利用対象	県内のひとり親家庭の児童等
主な受付窓口	<p><b>【名称】【場所】【連絡先】</b> 船橋市と柏市のひとり親家庭福祉担当課 ※ 平成28年1月現在の実施市町村 船橋市、柏市</p>
県庁所管課	健康福祉部児童家庭課 ひとり親家庭班 電話：043（223）2320

<p>事業の名称</p>	<p>生活福祉資金貸付制度（就学支度費）</p>
<p>事業の内容</p>	<p><b>【事業概要】</b>                  低所得世帯で暮らす子どもが、高等学校、大学等への入学のために必要な経費の貸付を行う。（就学するために必要な経費の貸付は、教育支援費となります。重複して貸付を受けることが可能です。）</p> <p><b>【実施方法】</b>                  市区町村社会福祉協議会の窓口にて、貸付の相談及び申請を行い、地域の民生委員との面談のうえ、審査により貸付の可否が決定します。借受人は、就学者本人となります。                  受付期間は、合格決定時期から原則3月31日までです。                  ただし、支払い済みの経費は対象外となります。                  ※ 生活福祉資金貸付（教育支援費）との重複貸付が可能です。</p> <p><b>【貸付方法】</b>                  一括で貸付</p> <p><b>【貸付金額】</b>                  学校教育法に規定する学校で、全日制・定時制・通信制のいずれも貸付対象です。                  ・高等学校、専修学校（高等課程）、短期大学、専修学校（専門課程）、高等専門学校、大学 500,000円以内</p> <p><b>【貸付要件】</b>                  借受人と生計を同一にする世帯の生計中心者が、連帯借受人として加わることが条件になります。</p> <p><b>【返済方法】</b>                  貸付利子 無利子                  据置期間 卒業後6ヶ月以内です。                  償還期限 据置期間後から20年以内です。</p>
<p>利用対象</p>	<p>低所得世帯                  ※ 必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）</p>
<p>主な受付窓口</p>	<p><b>【名称】【場所】【連絡先】</b>                  別添「市区町村社会福祉協議会一覧表〔P83〕」のとおり</p>
<p>県庁所管課</p>	<p>健康福祉部健康福祉指導課 自立支援班                  電話：043（223）2309</p>

<p>事業の名称</p>	<p>生活福祉資金貸付制度（教育支援費）</p>
<p>事業の内容</p>	<p><b>【事業概要】</b>                  低所得世帯で暮らす子どもが、就学するために必要な経費の貸付を行う。（入学するために必要な経費の貸付は、就学支度費となります。重複して貸付を受けることが可能です。）</p> <p><b>【実施方法】</b>                  市区町村社会福祉協議会の窓口にて、貸付の相談及び申請を行い、地域の民生委員との面談のうえ、審査により貸付の可否が決定します。借受人は、就学者本人となります。                  新入生は、入学月から卒業月、在學生は、申請書が正式に受理された月から卒業月までが貸付期間となります。                  ただし、支払い済みの経費は対象外となります。</p> <p><b>【貸付方法】</b>                  原則として、年度単位での分割貸付（12ヶ月単位）</p> <p><b>【貸付金額】</b>                  学校教育法に規定する学校で、全日制・定時制・通信制のいずれも貸付対象です。                  ※ 特に必要と認める場合に限り、貸付上限額の1.5倍の額まで貸付可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校、専修学校（高等課程）                      月額35,000円以内</li> <li>・短期大学、専修学校（専門課程）、高等専門学校                      月額60,000円以内</li> <li>・大学                      月額65,000円以内</li> </ul> <p><b>【貸付要件】</b>                  借受人と生計を同一にする世帯の生計中心者が、連帯借受人として加わることが条件になります。</p> <p><b>【返済方法】</b>                  貸付利子 無利子                  据置期間 卒業後6ヶ月以内です。                  償還期限 据置期間後から20年以内です。</p>
<p>利用対象</p>	<p>低所得者世帯                  ※ 必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯                  （市町村民税非課税程度）</p>
<p>主な受付窓口</p>	<p><b>【名称】【場所】【連絡先】</b>                  別添「市区町村社会福祉協議会一覧表〔P83〕」のとおり</p>
<p>参考</p>	<p>〔県ホームページ〕  <a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/seikatsufukushi-kashitsuke.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/seikatsufukushi-kashitsuke.html</a>                  〔国ホームページ〕  <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi-kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi-kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html</a></p>
<p>県庁所管課</p>	<p>健康福祉部健康福祉指導課 自立支援班                  電話：043（223）2309</p>

**教育の支援 経済的支援**

事業の名称	小・中学生の就学援助制度（学用品費等）
事業の内容	<p><b>【事業概要】</b>            経済的理由によって、就学困難と認められる小学生又は中学生の就学に必要な援助を行います。            援助の内容や、援助を受けるための要件等は、お住まいの市町村の教育委員会へ御確認ください。</p>
	<p><b>【実施方法】</b>            お住まいの市町村の教育委員会に確認してください。  <b>【支給方法】</b>            お住まいの市町村の教育委員会に確認してください。  <b>【支給金額】</b>            お住まいの市町村の教育委員会に確認してください。  <b>【支給要件】</b>            お住まいの市町村の教育委員会に確認してください。</p>
利用対象	経済的理由によって、就学困難と認められる小学生又は中学生の保護者が対象です。
主な受付窓口	<p><b>【名称】【場所】【連絡先】</b>            お住まいの市町村の教育委員会            別添「市町村教育委員会一覧表〔P80〕」のとおり</p>
県庁所管課	教育庁企画管理部財務施設課 財務指導室財務・助成班 電話：043（223）4042

**教育の支援 経済的支援**

事業の名称	小・中学生の就学援助制度（医療費）
事業の内容	<p><b>【事業概要】</b>            経済的理由によって、就学が困難と認められる小学生又は中学生の就学に必要な援助を行います。            援助の内容や、援助を受けるための要件等は、お住まいの市町村の教育委員会へ御確認ください。</p>
	<p><b>【実施方法】</b>            お住まいの市町村の教育委員会に確認してください。  <b>【支給方法】</b>            お住まいの市町村の教育委員会に確認してください。  <b>【支給金額】</b>            お住まいの市町村の教育委員会に確認してください。  <b>【支給要件】</b>            お住まいの市町村の教育委員会に確認してください。</p>
利用対象	<p>経済的理由によって、就学困難と認められる小学生又は中学生の保護者が対象です。</p>
主な受付窓口	<p><b>【名称】【場所】【連絡先】</b>            お住まいの市町村の教育委員会            別添「市町村教育委員会一覧表〔P80〕」のとおり</p>
県庁所管課	<p>教育庁教育振興部学校安全保健課 保健班            電話：043（223）4092</p>

**教育の支援 経済的支援**

事業の名称	小・中学生の就学援助制度（学校給食費）
事業の内容	<p><b>【事業概要】</b>            経済的理由によって、就学が困難と認められる小学生又は中学生の就学に必要な援助を行います。            援助の内容や、援助を受けるための要件等は、お住まいの市町村の教育委員会へ御相談ください。</p>
	<p><b>【実施方法】</b>            お住まいの市町村の教育委員会に確認してください。  <b>【支給方法】</b>            お住まいの市町村の教育委員会に確認してください。  <b>【支給金額】</b>            お住まいの市町村の教育委員会に確認してください。  <b>【支給要件】</b>            お住まいの市町村の教育委員会に確認してください。</p>
利用対象	<p>経済的理由によって、就学困難と認められる小学生又は中学生の保護者が対象です。</p>
主な受付窓口	<p><b>【名称】【場所】【連絡先】</b>            お住まいの市町村の教育委員会            別添「市町村教育委員会一覧表〔P80〕のとおり」</p>
県庁所管課	<p>教育庁教育振興部学校安全保健課 給食班            電話：043（223）4095</p>

**教育の支援 経済的支援**

事業の名称	千葉県要保護及び準要保護就学援助費事業（医療費）
事業の内容	<p><b>【事業概要】</b>          経済的理由によって、就学が困難と認められる県立中学校の生徒若しくは県立特別支援学校の小学部児童又は中学部生徒の就学に必要な援助を行います。対象となる疾病は、学校保健安全法施行令第8条各号に規定する中耳炎やう歯などです。</p>
	<p><b>【実施方法】</b>          就学している学校の学校長を通じて県に申請します。          申請内容が認定された場合、認定の月から年度末までが支給の対象となります。</p> <p><b>【支給方法】</b>          認定後、医療券が学校長を通じて保護者に交付されます。          この治療券をもって医師の治療が受けられます。          治療にかかった医療費は、内容確認後、決定した援助額が学校長を通じて医療機関に支払われます。</p> <p><b>【支給金額】</b>          疾病の治療に要した費用。</p> <p><b>【支給要件】</b>          生活保護受給者又は生活保護受給者に準ずる程度に困窮していると認められる者。（詳細は就学している学校に確認してください。）</p>
利用対象	<p>経済的理由によって、就学困難と認められる県立中学校の生徒の保護者若しくは県立特別支援学校の小学部児童又は中学部生徒の保護者が対象です。</p>
主な受付窓口	<p><b>【名称】【場所】【連絡先】</b>          就学している県立中学校又は県立特別支援学校</p>
県庁所管課	<p>教育庁教育振興部学校安全保健課 保健班          電話：043（223）4092</p>



**教育の支援 経済的支援**

事業の名称	千葉県要保護及び準要保護就学援助費事業（学校給食費）
事業の内容	<p><b>【事業概要】</b>            経済的理由によって、就学が困難と認められる県立中学校の生徒若しくは県立特別支援学校の小学部児童又は中学部生徒の就学に必要な援助を行います。</p>
	<p><b>【実施方法】</b>            就学している学校の学校長を通じて県に申請します。            申請内容が認定された場合、認定の月から年度末までが支給の対象となります。</p> <p><b>【支給方法】</b>            学校給食費が、学校長を通じて保護者に支払われます。</p> <p><b>【支給金額】</b>            学校給食費。</p> <p><b>【支給要件】</b>            生活保護受給者又は生活保護受給者に準ずる程度に困窮していると認められる者。            ただし、生活保護の教育扶助を受けている方及び特別支援学校において特別支援教育就学奨励費を受けている方は対象となりません。（詳細は就学している学校に確認してください。）</p>
利用対象	<p>経済的理由によって、就学困難と認められる県立中学校の生徒の保護者若しくは県立特別支援学校の小学部児童又は中学部生徒の保護者が対象です。</p>
主な受付窓口	<p><b>【名称】【場所】【連絡先】</b>            就学している県立中学校又は県立特別支援学校</p>
県庁所管課	<p>教育庁教育振興部学校安全保健課 保健班，給食班            電話：043（223）4092，4095</p>

**教育の支援 経済的支援**

事業の名称	特別支援教育就学奨励費（特別支援学級）
事業の内容	<p><b>【事業概要】</b>            世帯の収入等に応じて、特別支援学級等に就学する小学生又は中学生の就学に必要な援助を行います。            援助の内容や、援助を受けるための要件等は、お住まいの市町村の教育委員会へ御確認ください。</p>
	<p><b>【実施方法】</b>            お住まいの市町村の教育委員会に確認してください。  <b>【支給方法】</b>            お住まいの市町村の教育委員会に確認してください。  <b>【支給金額】</b>            お住まいの市町村の教育委員会に確認してください。  <b>【支給要件】</b>            お住まいの市町村の教育委員会に確認してください。</p>
利用対象	<p>小学校又は中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者、また、小学校又は中学校に就学する、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者が対象です。</p>
主な受付窓口	<p><b>【名称】【場所】【連絡先】</b>            お住まいの市町村の教育委員会            別添「市町村教育委員会一覧表〔P80〕」のとおり</p>
県庁所管課	<p>教育庁企画管理部財務施設課 財務指導室財務・助成班            電話：043（223）4042</p>

**教育の支援 経済的支援**

事業の名称	特別支援教育就学奨励費（特別支援学校）
事業の内容	<p><b>【事業概要】</b>                  世帯の収入等に応じて、特別支援学校に就学する児童生徒等の就学に必要な援助を行います。                  援助の内容や、援助を受けるための要件等の詳細は、就学している特別支援学校へ御確認ください。</p>
	<p><b>【実施方法】</b>                  就学している特別支援学校へ世帯全員の収入等を提出していただき、支給対象となる経費や限度額等の支弁区分を決定します。                  支弁区分の範囲内で、年度内に保護者等が実際に支払った分について支給します。</p> <p><b>【支給方法】</b>                  就学している特別支援学校の学校長から支給します。                  詳しくは、就学している特別支援学校へ御確認ください。</p> <p><b>【支給金額】</b>                  学部や支弁区分によって、支給対象となる経費や限度額が異なります。（学校給食費・通学費・修学旅行費・学用品費等）                  詳しくは、就学している特別支援学校へ御確認ください。</p> <p><b>【支給要件】</b>                  詳しくは、就学している特別支援学校へ御確認ください。</p>
利用対象	特別支援学校に就学する児童生徒等の保護者等が対象です。
主な受付窓口	<p><b>【名称】【場所】【連絡先】</b>                  就学している特別支援学校</p>
県庁所管課	教育庁企画管理部財務施設課 財務指導室財務・助成班 電話：043（223）4042

事業の名称	奨学のための給付金												
事業の内容	<p><b>【事業概要】</b>            授業料以外の教育費負担を軽減するため、国公立高等学校等に在学する高校生等のいる一定の要件を満たす世帯に「奨学のための給付金」を支給します。</p> <p><b>【実施方法】</b>            7月上旬頃から高校へ申請書類を提出し※、学校及び千葉県教育委員会で審査確認の上、決定になった方へ決定通知書を送付します。給付金の支給時期は9月末頃を予定しています。            ※ 千葉県、茨城県、埼玉県以外の高校在学者は千葉県教育委員会へ直接提出</p> <p><b>【支給方法】</b>            一人の高校生等につき、各年度毎に1回、申請者（保護者等）の口座へ振り込まれます。</p> <p><b>【支給金額】</b></p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">世帯区分</th> <th style="text-align: center;">全日制・定時制</th> <th style="text-align: center;">通信制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 生活保護受給世帯</td> <td style="text-align: center;">32,300 円</td> <td style="text-align: center;">32,300 円</td> </tr> <tr> <td>(2) 市町村民税所得割が非課税（0～99 円）である世帯（第1子）（(1)、(3) の場合を除く）</td> <td style="text-align: center;">59,500 円</td> <td style="text-align: center;">36,500 円</td> </tr> <tr> <td>(3) 市町村民税所得割が非課税（0～99 円）である世帯（第2子以降）（(1)、(2) の場合を除く）</td> <td style="text-align: center;">129,700 円</td> <td style="text-align: center;">36,500 円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【支給要件】</b>            次の全てに該当する世帯が要件になります。            (1) 生活保護受給世帯又は保護者等全員の当該年度の市町村民税所得割が非課税である世帯。            (2) 保護者等が千葉県内に住所を有する者であること。            (3) 認定基準日（原則として7月1日）に国公立高等学校等に在籍し、就学していること。            ※ただし、平成25年度以前に入学した方は対象になりません。</p>	世帯区分	全日制・定時制	通信制	(1) 生活保護受給世帯	32,300 円	32,300 円	(2) 市町村民税所得割が非課税（0～99 円）である世帯（第1子）（(1)、(3) の場合を除く）	59,500 円	36,500 円	(3) 市町村民税所得割が非課税（0～99 円）である世帯（第2子以降）（(1)、(2) の場合を除く）	129,700 円	36,500 円
世帯区分	全日制・定時制	通信制											
(1) 生活保護受給世帯	32,300 円	32,300 円											
(2) 市町村民税所得割が非課税（0～99 円）である世帯（第1子）（(1)、(3) の場合を除く）	59,500 円	36,500 円											
(3) 市町村民税所得割が非課税（0～99 円）である世帯（第2子以降）（(1)、(2) の場合を除く）	129,700 円	36,500 円											
利用対象	国公立の高校生等がいる世帯で、保護者等が千葉県の区域内に住所を有しており、生活保護受給世帯又は保護者等全員の当該年度の市町村民税所得割が非課税である世帯が対象です。												

<p>主な受付窓口</p>	<p><b>【名称】</b> 千葉県教育庁企画管理部財務施設課育英班  <b>【場所】</b> 千葉市中央区市場町1-1（千葉県庁中庁舎9階）  <b>【連絡先】</b> 043-223-4027  ※ 千葉県内の県立高等学校に在籍している方は、学校が受付窓口になります。</p>
<p>参考</p>	<p>[県ホームページ]  <a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/zaimu/jugyoryoutou/syougakunotamenokyuuhukin.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/zaimu/jugyoryoutou/syougakunotamenokyuuhukin.html</a></p>
<p>県庁所管課</p>	<p>教育庁企画管理部財務施設課 育英班  電話：043（223）4027</p>

事業の名称	千葉県奨学資金の貸付け制度
事業の内容	<p><b>【事業概要】</b>          高等学校等に在学しており、経済的理由で修学が困難な方に対して、奨学資金の貸付け（無利子）を行います。</p> <p><b>【実施方法】</b>          年2回の募集期間内（4月及び9月）に、貸付けの申請を行い、収入基準等の審査により貸付けの可否が決定します。借受人は、就学者本人となります。          申請は在籍している高校等に必要書類を提出します。</p> <p><b>【貸付方法】</b>          毎月1回。就学者本人の口座へ振り込まれます。          ※ 新規申請の場合、審査決定までに時間を要するため、決定後にさかのぼって数ヶ月分がまとめて振り込まれます。</p> <p><b>【貸付金額】</b>          国公立 1万円、2万円から選択          私立 1万円、2万円、3万円から選択          ※ 自宅外通学の場合          希望により 5千円の加算ができます。</p> <p><b>【貸付要件】</b>          収入要件があり基準額を超えると貸付けができません。          収入の目安 （4人世帯モデル） （5人世帯モデル）          国公立 698万円以下 720万円以下          私立 769万円以下 787万円以下</p> <p><b>【返済方法】</b>          月賦、半年賦又は年賦の均等払いで下記の年数以内に返還を要します。（返還計画の変更も可）。          貸付けを受けた奨学資金の額が          80万円以下の場合 10年以内          80万円を超え110万円以下の場合 12年以内          110万円を超える場合 14年以内          貸付利子 無利子          （返還が遅滞した場合、延滞利息が発生します。）          返還の開始時期 貸付終了時から6ヶ月経過後です。</p>

利用対象	保護者等が県内に住所を有する高校生等が対象です。
主な受付窓口	<p><b>【名称】</b> 千葉県教育庁企画管理部財務施設課育英班</p> <p><b>【場所】</b> 千葉市中央区市場町1-1（千葉県庁中庁舎9階）</p> <p><b>【連絡先】</b> 043-223-4027</p> <p>※ 千葉県内の県立高等学校に在籍している方は、学校が受付窓口になります。</p>
参考	<p>[県ホームページ]</p> <p><a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/zaimu/enjo/shougakukin/">https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/zaimu/enjo/shougakukin/</a></p>
県庁所管課	<p>教育庁企画管理部財務施設課 育英班</p> <p>電話：043（223）4027</p>

<p>事業の名称</p>	<p>高等学校等就学支援金（公立高等学校）</p>
<p>事業の内容</p>	<p><b>【事業概要】</b>                  高等学校の授業料に対して支援金を支給する国の制度です。                  支援金受給の対象となる方は、所定の申請手続きをすることにより、全日制・定時制高等学校では、実際に授業料を払う必要がなくなります。（支援金が直接支給されることはありません。）                  通信制高校では、支払った授業料と同額の支援金をお返しします。                  支給期間：全日制 36 月まで、定時制・通信制 48 月まで</p> <p><b>【実施方法】</b>                  入学時および毎年 7 月に申請が必要です。                  生徒の保護者等（父母または親権者等）の市町村民税所得割額がわかる証明書を添付した申請書を学校の事務室へ提出してください。                  詳しい内容や申請書については、学校において実施される入学許可候補者説明会でご案内します。また、7 月の申請については、毎年 6 月に学校からお知らせいたします。</p> <p><b>【支給方法】</b>                  支援金は、全日制・定時制高校の対象者には直接支給されることはありません。国から支給された支援金は、受給対象となった方の授業料に充てられます。                  通信制高校の対象者には、一旦支払った授業料と同額の支援金を支給します。</p> <p><b>【支給金額】</b>                  全日制：月額 9,900 円（年額 118,800 円）                  定時制：あなたの履修する単位数×1 単位あたり月額 145 円                  （年額 1,740 円）                  通信制：あなたの履修する単位数×1 単位あたり月額 27.5 円                  （年額 330 円）</p> <p><b>【支給要件】</b>                  次の全てに該当する世帯が要件になります。                  ①平成 26 年度以降に千葉県公立高等学校に入学した方で、日本国内に住所を有する方                  ②生徒の保護者等（父母または親権者等）の市民税所得割額の合</p>



	<p>算額が、304,200 円未満（世帯収入約 910 万円以下）の方</p> <p>③過去に高等学校を卒業したことがない方</p> <p>④高等学校の在籍期間が、全日制は 36 月以内、定時制・通信制は 48 月以内の方</p>
利用対象	<p>高等学校に在学する生徒</p> <p>（平成 26 年度以降に入学した者に限ります。）</p>
主な受付窓口	<p><b>【名称】</b> 生徒が在学する高等学校</p> <p><b>【場所】</b> 生徒が在学する高等学校の事務室</p> <p><b>【連絡先】</b> 生徒が在学する高等学校の事務室</p> <p>※ お問い合わせは、生徒が在学する高等学校事務室または千葉県教育委員会へお願いします。</p>
参考	<p>[県ホームページ]</p> <p><a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/zaimu/jugyoryoutou/index.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/zaimu/jugyoryoutou/index.html</a></p>
県庁所管課	<p>教育庁企画管理部財務施設課 会計指導班</p> <p>電話：043（223）4093</p>

<p>事業の名称</p>	<p>私立高等学校等授業料減免事業</p>
<p>事業の内容</p>	<p><b>【事業概要】</b>                  千葉県内に私立高等学校等を設置する者が授業料減免事業を行った場合に、その経費に対して補助金を交付するものです。</p> <p><b>【実施方法】</b>                  進学先の私立高等学校等に申請を行い、審査を経て支給の可否を決定します。                  ※ 申請にあたり、当該年度の市町村民税所得割額が分かる書類が必要となります。</p> <p><b>【支給方法】</b>                  学校から補助されます。                  ※ 県が保護者の方へ直接授業料を補助するものではありません。</p> <p><b>【支給金額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記の1号・2号に該当                      授業料から就学支援金を除いた差額を補助</li> <li>・ 下記の3号～5号に該当                      授業料の3分の2から就学支援金を除いた差額を補助</li> </ul> <p><b>【支給要件】</b>                  生徒の保護者が次の1号～5号のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1号 生活保護を受給されている方</li> <li>2号 市町村民税【所得割】の額（※）が、51,300円未満である方（年収350万円未満程度の世帯）</li> <li>3号 市町村民税【所得割】の額（※）が、175,500円以下である方（年収640万円以下程度の世帯）</li> <li>4号 住宅等の建物、土地、家財等に災害を受けた方</li> <li>5号 上記2～4号に準ずる程度に困窮していると認められる方（家計急変）</li> </ul> <p>※ 保護者（＝親権者）全員の市町村民税所得割を合算した額</p>
<p>利用対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内私立高等学校に在学する方                      （通信制課程の県外在住生徒は除く）</li> <li>・ 県内私立中等教育学校に在学する方（後期課程）</li> <li>・ 県内私立専修学校高等課程に在学する方                      （高等学校卒業者及び准看護師の養成を目的とする私立専修</li> </ul>

	<p>学校高等課程の生徒は除く)</p> <p>※ 授業料減免事業を実施している学校に限りますので、実施の有無については県内私立高等学校等へお問い合わせください。</p>
主な受付窓口	<p>申請先は進学した県内私立高等学校等になります。</p> <p>※ お問い合わせは進学する学校または、千葉県総務部学事課私学振興班（043-223-2155）まで。</p>
参考	<p>[県ホームページ]</p> <p><a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/gakuji/shiritsutou/gakuhi-josei/index.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/gakuji/shiritsutou/gakuhi-josei/index.html</a></p>
県庁所管課	<p>総務部学事課 私学振興班</p> <p>電話：043（223）2155</p>

**教育の支援 経済的支援**

事業の名称	私立高等学校入学金軽減事業
事業の内容	<p><b>【事業概要】</b> 千葉県内に私立高等学校を設置する者が入学金軽減事業を行った場合に、その経費に対して補助金を交付するものです。</p> <p><b>【実施方法】</b> 進学先の私立高等学校等に申請を行い、審査を経て支給の可否を決定します。 ※ 申請にあたり、当該年度の市町村民税所得割額が分かる書類が必要となります。</p> <p><b>【支給方法】</b> 学校から補助されます。 ※ 県が保護者の方へ直接入学金を補助するものではありません。</p> <p><b>【支給金額】</b> 入学金の1/2、または5万円のいずれか低い方の額</p> <p><b>【支給要件】</b> 生徒の保護者が次の1号、2号のいずれかに該当すること。 1号 生活保護を受給されている方 2号 市町村民税【所得割】の額が、51,300円未満（年収350万円未満程度の世帯）である方。 ※ 保護者（＝親権者）全員の市町村民税所得割を合算した額</p>
利用対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内私立高等学校に在学する方 （通信制課程の県外在住生徒は除く）</li> <li>・ 県内私立中等教育学校に在学する方（後期課程）</li> </ul> <p>※ 入学金軽減事業を実施している学校に限りますので、実施の有無については県内私立高等学校へお問い合わせください。</p>
主な受付窓口	<p>申請先は進学した県内私立高等学校等になります。</p> <p>※ お問い合わせは進学する学校または、千葉県総務部学事課私学振興班（043-223-2155）まで。</p>
参考ホームページ	<p>[県ホームページ]</p> <p><a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/gakuji/shiritsutou/gakuhi-josei/index.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/gakuji/shiritsutou/gakuhi-josei/index.html</a></p>
県庁所管課	<p>総務部学事課 私学振興班 電話：043（223）2155</p>

事業の名称	奨学のための給付金											
事業の内容	<p><b>【事業概要】</b></p> <p>全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、私立高等学校等に在学する高校生等のいる一定の要件を満たす世帯に「奨学のための給付金」を支給します。</p>											
	<p><b>【実施方法】</b></p> <p>県内の私立高等学校等の在学生の保護者等については、7月上旬頃（予定）から、学校で申請の受付を開始し※、学校及び千葉県総務部学事課での申請書類の審査を経て、支給決定になった方へ支給決定通知書を送付し、給付金を支給します。</p> <p>※ 県外の私立高等学校等の在学生の保護者等は、千葉県総務部学事課へ直接申請していただく必要があります。</p> <p><b>【支給方法】</b></p> <p>一人の高校生等につき、各年度毎に1回、申請者（保護者等）の口座へ振り込まれます。</p> <p><b>【支給金額】</b></p> <table border="1" data-bbox="443 1176 1436 1579"> <thead> <tr> <th>世帯区分</th> <th>全日制・定時制</th> <th>通信制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 生活保護受給世帯</td> <td>52,600 円</td> <td>52,600 円</td> </tr> <tr> <td>(2) 市町村民税所得割が非課税（0～99 円）である世帯（第1子）（(1)、(3)の場合を除く）</td> <td>67,200 円</td> <td>38,100 円</td> </tr> <tr> <td>(3) 市町村民税所得割が非課税（0～99 円）である世帯（第2子以降）（(1)、(2)の場合を除く）</td> <td>138,000 円</td> <td>38,100 円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【支給要件】</b></p> <p>次の全てに該当する世帯が要件になります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 生活保護受給世帯又は保護者等全員の当該年度の市町村民税所得割が非課税である世帯。</li> <li>(2) 保護者等が認定基準日（7月1日）に千葉県内に住所を有する者であること。</li> <li>(3) 認定基準日（原則として7月1日）に私立高等学校等に在籍し、修学していること。</li> </ol> <p>※ただし、平成25年度以前に入学した方は対象になりません。</p>	世帯区分	全日制・定時制	通信制	(1) 生活保護受給世帯	52,600 円	52,600 円	(2) 市町村民税所得割が非課税（0～99 円）である世帯（第1子）（(1)、(3)の場合を除く）	67,200 円	38,100 円	(3) 市町村民税所得割が非課税（0～99 円）である世帯（第2子以降）（(1)、(2)の場合を除く）	138,000 円
世帯区分	全日制・定時制	通信制										
(1) 生活保護受給世帯	52,600 円	52,600 円										
(2) 市町村民税所得割が非課税（0～99 円）である世帯（第1子）（(1)、(3)の場合を除く）	67,200 円	38,100 円										
(3) 市町村民税所得割が非課税（0～99 円）である世帯（第2子以降）（(1)、(2)の場合を除く）	138,000 円	38,100 円										

<p>利用対象</p>	<p>国公立の高校生等がいる世帯で、保護者等が千葉県の区域内に住所を有しており、生活保護受給世帯又は保護者等全員の当該年度の市町村民税所得割が非課税である世帯が対象です。</p>
<p>主な受付窓口</p>	<p><b>【名称】</b> 千葉県総務部学事課私学振興班  <b>【場所】</b> 千葉市中央区市場町1-1（千葉県庁中庁舎8階）  <b>【連絡先】</b> 043-223-2162  ※ 千葉県内の私立高等学校等に在籍している方は、学校が受付窓口になります。</p>
<p>参考</p>	<p>[県ホームページ]  <a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/zaimu/jugyoutoutou/syougakunotamenokyuuhukin.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/zaimu/jugyoutoutou/syougakunotamenokyuuhukin.html</a></p>
<p>県庁所管課</p>	<p>総務部学事課 私学振興班  電話：043（223）2162</p>

<p>事業の名称</p>	<p>高等学校等就学支援金（私立高等学校）</p>
<p>事業の内容</p>	<p><b>【事業概要】</b>                  全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、授業料に充てる高等学校等就学支援金を生徒に支給し、家庭の教育費負担を国が支援する制度です。                  支給期間：全日制 36 月まで、定時制・通信制 48 月まで</p> <p><b>【実施方法】</b>                  入学時および毎年 7 月に申請が必要です。                  生徒の保護者等（父母または親権者等）の市町村民税所得割額がわかる証明書を添付した申請書を学校の事務室へ提出してください。                  詳しい内容や申請書については、入学する学校（在学してる学校）にお問い合わせください。</p> <p><b>【支給方法】</b>                  学校設置者（学校法人等）が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されます。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。                  授業料と就学支援金との差額については、負担いただく必要があります。                  （学校によっては、一旦授業料を納め、後日、生徒や保護者が就学支援金相当額を受け取る場合もあります）。</p> <p><b>【支給金額】</b>                  ○全日制：市町村民税所得割額（保護者の合算）が                  ・ 30 万 4200 円未満 年間 11 万 8800 円                  ・ 15 万 4500 円未満 年間 17 万 8200 円                  ・ 5 万 1300 円未満 年間 23 万 7600 円                  ・ 0 円（非課税） 年間 29 万 7000 円                  ○通信制：市町村民税所得割額（保護者の合算）が                  ・ 30 万 4200 円未満                      履修する単位数×1 単位当たり年間 4,812 円                  ・ 15 万 4500 円未満                      履修する単位数×1 単位当たり年間 7,218 円                  ・ 5 万 1300 円未満                      履修する単位数×1 単位当たり年間 9,624 円</p>

	<p>・0円（非課税）</p> <p>履修する単位数×1単位あたり年間12,030円</p> <p><b>【支給要件】</b></p> <p>① 平成26年度以降に千葉県私立高等学校等に入学した方で、日本国内に住所を有する方</p> <p>② 生徒の保護者等（父母または親権者等）の市民税所得割額の合算額が、304,200円未満（世帯収入約910万円以下）の方</p> <p>③ 過去に高等学校を卒業したことがない方</p> <p>④ 高等学校の在籍期間が、全日制は36月以内、通信制は48月以内の方</p>
利用対象	高等学校等に在学する生徒
主な受付窓口	<p><b>【名称】</b> 生徒が在学する高等学校</p> <p><b>【場所】</b> 生徒が在学する高等学校の事務室</p> <p><b>【連絡先】</b> 生徒が在学する高等学校の事務室</p> <p>※ お問い合わせは、生徒が在学する高等学校事務室または千葉県庁総務部学事課へお願いします。</p>
県庁所管課	<p>総務部学事課 私学振興班</p> <p>電話：043（223）2162</p>



事業の名称	母子父子寡婦福祉資金の貸付
事業の内容	<p><b>【事業概要】</b>          児童（20歳未満）を扶養している母子家庭や父子家庭、寡婦等に対し、経済的自立を応援するため、修学資金など、様々な用途の資金の貸付を行う事業です。</p> <p><b>【実施方法】</b>          各市町村の担当窓口にて貸付の申請等を行い、所管する各健康福祉センターで貸付審査会を行い、貸付の可否を決定します。          なお、申請してから貸付の決定・支払いまで、おおむね2～3ヶ月程度かかりますので、余裕を持って御相談ください。          （ただし、千葉市、船橋市、柏市においては、事業の実施主体となるため、貸付の申請から決定等まで、全て当該市で行います。）</p> <p><b>【貸付方法】</b>          貸付資金の種類により、一括及び分割で貸付を行います。</p> <p><b>【貸付金額】</b>          ※修学資金の場合          ・高等学校（国公立の場合）等 月額 18,000 円以内          ・短期大学（国公立の場合）等 月額 45,000 円以内          ・大学（国公立の場合）等 月額 45,000 円以内 等</p> <p><b>【貸付要件】</b>          貸付の可否は審査により決定されます。貸付の本来の目的であるひとり親家庭の生活向上や経済的自立につながらないと認められる場合は、貸付を受けられないことがあります。</p> <p><b>【返済方法】</b> ※修学資金の場合          貸付利子 無利子          据置期間 卒業後6か月以内          償還期限 借りた期間の3倍（学校が国公立の場合）、ただし、20年以内。</p>
利用対象	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦等です。
主な受付窓口	<p><b>【名称】【場所】【連絡先】</b>          お住まいの市町村役場のひとり親家庭福祉担当課          別添「ひとり親家庭福祉担当課一覧〔P85〕」のとおり</p>

	<p>貸付の受付は、各市町村役場で行います。貸付の決定は、各健康福祉センターで行います。</p> <p>(ただし、政令指定都市及び中核市は、事業の実施主体が当該市になりますので、千葉市、船橋市、柏市は、貸付の決定等も当該市で行います。)</p>
参考	<p>[県ホームページ]</p> <p><a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/boshi-fu/kashitsuke.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/boshi-fu/kashitsuke.html</a></p>
県庁所管課	<p>健康福祉部児童家庭課 ひとり親家庭班</p> <p>電話：043（223）2320</p>

<p>事業の名称</p>	<p>地域若者サポートステーション（サポステ）事業</p>
<p>事業の内容</p>	<p><b>【事業概要】</b>  働くことに一歩を踏み出せない若者の抱える様々な状況に応じた専門的な個別相談とコミュニケーションスキルアップなどの各種プログラムにより、早期の職業的自立を支援します。また、早期離職を防ぐため、就労後のフォローアップを行います。</p> <p><b>【実施方法】</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・サポステの利用にあたって、登録をお願いします。</li> <li>・キャリア・コンサルタントによる面談を月2回行ってください。</li> <li>・面談で利用するプログラムについてアドバイスします。</li> <li>・サポステの利用期間は原則6カ月です。</li> </ul> </p> <p><b>【実施場所】</b>  ちば仕事プラザ（千葉県美浜区幕張西4-1-10）</p> <p><b>【実施・開催日】</b>  火～土（祝日・年末年始を除く） 9：30～16：30</p> <p><b>【利用料】</b>  面談及びプログラム参加の料金は無料です。  ただし、サポステ来所のための交通費等は自己負担です。</p> <p><b>【利用方法】</b>  サポステの利用は予約制です。予約は電話または受付窓口にてお願いします。</p> <p><b>【利用の制限等】</b>  生活困窮者自立支援制度によって支援を受けている方は、同時に地域若者サポートステーションによる支援を受けることはできません。</p>
<p>利用対象</p>	<p>原則として、15歳から39歳までの方で、就職に向けた取り組みへの意欲がある方及びその家族が対象です。</p>
<p>主な受付窓口</p>	<p><b>【名称】</b> ちば地域若者サポートステーション  <b>【場所】</b> 千葉県美浜区幕張西4-1-10  <b>【連絡先】</b> 043（351）5531</p>
<p>参考</p>	<p>県内には、ちば地域若者サポートステーションのほか7か所のサポステがあります。  別添「地域若者サポートステーション一覧〔P87〕」のとおり</p>
<p>県庁所管課</p>	<p>商工労働部雇用労働課 若年者就労支援班  電話：043（223）2745</p>

事業の名称	千葉県公立高等学校学び直し支援金制度
事業の内容	<p><b>【事業概要】</b>                  高等学校等を中途退学したが、再び千葉県の公立高等学校で学び直す方に対して授業料相当額の支援金を支給する県の制度です。                  最長24月まで授業料相当額を支給します。</p> <p><b>【実施方法】</b>                  入学時または支給開始となる月および毎年7月に申請が必要です。                  生徒の保護者等（父母または親権者等）の市町村民税所得割額がわかる証明書を添付した申請書を学校の事務室へ提出してください。                  詳しい内容や申請書については、入学する学校（在学している学校）または、千葉県教育委員会にお問い合わせください。</p> <p><b>【支給方法】</b>                  授業料の口座振替日に合わせて、支援金をあなたの振替口座に振り込みます。</p> <p><b>【支給金額】</b>                  下記金額を上限として、該当する金額を支給します。                  全日制：月額 9,900 円                  定時制：月額 2,700 円                  通信制：月額 520 円</p> <p><b>【支給要件】</b>                  次の全てに該当する世帯が要件になります。                  ①過去に他の高等学校等を退学したことがある方で、平成26年度以降に千葉県の公立高等学校に入学した方                  ②生徒の保護者等（父母または親権者等）の市民税所得割額の合算額が、304,200円未満（世帯収入約910万円以下）の方                  ③高等学校を卒業したことがない方                  ④高等学校の在籍期間が、全日制は36月、定時制・通信制は48月を超える方</p>
利用対象	過去に他の高等学校等に在学したが、中途退学し、現在千葉県の公立高等学校に在学している方

<p>主な受付窓口</p>	<p><b>【名称】</b> 生徒が在学する高等学校  <b>【場所】</b> 生徒が在学する高等学校の事務室  <b>【連絡先】</b> 生徒が在学する高等学校の事務室  ※ お問い合わせは、生徒が在学する高等学校事務室または千葉県教育委員会へお願いします。</p>
<p>参考</p>	<p>[県ホームページ]  <a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/zaimu/jugyoryoutou/index.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/zaimu/jugyoryoutou/index.html</a></p>
<p>県庁所管課</p>	<p>教育庁企画管理部財務施設課 会計指導班  電話：043（223）4093</p>

<p>事業の名称</p>	<p>千葉県私立高等学校等学び直し支援金制度</p>
<p>事業の内容</p>	<p><b>【事業概要】</b>                  高等学校等を中途退学したが、再び千葉県の私立高等学校で学び直す方に対して授業料相当額の支援金を支給する県の制度です。                  最長24月まで授業料相当額を支給します。</p> <p><b>【実施方法】</b>                  入学時または支給開始となる月および毎年7月に申請が必要です。                  生徒の保護者等（父母または親権者等）の市町村民税所得割額がわかる証明書を添付した申請書を学校の事務室へ提出してください。                  詳しい内容や申請書については、入学する学校（在学している学校）にお問い合わせください。</p> <p><b>【支給方法】</b>                  学校設置者（学校法人等）が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されます。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。                  授業料と学び直し支援金との差額については、負担いただく必要があります。                  （学校によっては、一旦授業料を納め、後日、生徒や保護者が学び直し支援金相当額を受け取る場合もあります）。</p> <p><b>【支給金額】</b></p> <p>○全日制：市町村民税所得割額（保護者の合算）が                  30万4200円未満 年間11万8800円                  15万4500円未満 年間17万8200円                  5万1300円未満 年間23万7600円                  0円（非課税） 年間29万7000円</p> <p>○通信制：市町村民税所得割額（保護者の合算）が                  30万4200円未満                  履修する単位数×1単位あたり年間4,812円                  15万4500円未満                  履修する単位数×1単位あたり年間7,218円</p>

	<p>5万1300円未満  履修する単位数×1単位あたり年間9,624円  0円（非課税）  履修する単位数×1単位あたり年間12,030円</p> <p>下記金額を上限として、該当する金額を支給します。  全日制：月額9,900円  定時制：月額2,700円  通信制：月額520円</p> <p><b>【支給要件】</b></p> <p>①過去に他の高等学校等を退学したことがある方で、平成26年度以降に千葉県の私立高等学校に入学した方  ②生徒の保護者等（父母または親権者等）の市民税所得割額の合算額が、304,200円未満（世帯収入約910万円以下）の方  ③高等学校を卒業したことがない方  ④高等学校の在籍期間が、全日制は36月、通信制は48月を超える方</p>
利用対象	過去に他の高等学校等に在学したが、中途退学し、現在千葉県 の高等学校等に在学している方
主な受付窓口	<p><b>【名称】</b> 生徒が在学する高等学校  <b>【場所】</b> 生徒が在学する高等学校の事務室  <b>【連絡先】</b> 生徒が在学する高等学校の事務室  ※ お問い合わせは、生徒が在学する高等学校事務室または  千葉県庁総務部学事課へお願いします。</p>
県庁所管課	<p>総務部学事課 私学振興班  電話：043（223）2162</p>

## 生活の支援

事業の名称	自立相談支援事業（生活困窮者自立支援制度）
事業の内容	<p><b>【事業概要】</b> 生活困窮者の抱える様々な相談や課題に一元的に対応し、適確な分析や評価に基づいて支援計画を策定し、関係機関との調整等を行います。</p>
	<p><b>【実施方法】</b> 自立相談支援窓口にて、相談支援員が相談に応じ、相談内容に基づく支援計画（プラン）を作成し、利用可能な支援へ結びつけるなど、包括的な支援を行います。 また、地域における支援ネットワークを構築するため、関係機関との調整を行います。</p> <p><b>【実施場所】</b> 各市、町村においては県が委託（設置）する相談窓口 〔別添「自立相談支援事業窓口一覧表のとおり」〕</p> <p><b>【実施日】</b> 概ね、平日の9時から17時まで（町村の場合） ※ 事前に、受付窓口にご確認ください</p> <p><b>【利用料】</b> 無料（自己負担無し）</p> <p><b>【利用方法】</b> 別添「自立相談支援事業窓口一覧表」にある、お住まいの市町村相談窓口へ、お問い合わせください。</p>
利用対象	<p>保護者、子どもに関わらず、全年齢が対象です。 生活に困窮している状況であれば、所得や資産等の利用制限はありません。</p>
主な受付窓口	<p><b>【名称】【場所】【連絡先】</b> 別添「自立相談支援事業窓口一覧表〔P76〕」のとおり</p>
参考	<p>〔県ホームページ〕 <a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/seikatukonkyuu-h2703.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/seikatukonkyuu-h2703.html</a></p>
県庁所管課	<p>健康福祉部健康福祉指導課 自立支援班 電話：043（223）2309</p>



## 生活の支援

事業の名称	中核地域生活支援センター事業
事業の内容	<p><b>【事業概要】</b>          子ども、障害者、高齢者といった対象者種別にとらわれず、全ての県民を対象に、24時間・365日体制で、福祉サービスの地域総合コーディネート、総合相談、権利擁護等を行います。</p>
	<p><b>【実施方法】</b>          子ども、障害者、高齢者など対象者を横断的に捉え、複合的な相談事業を行います。相談等に当たっては、電話だけでなく家庭等を訪問するなどのさまざまな方法により応じ、各種福祉サービスの提供にかかわる援助、調整等を行います。</p> <p><b>【実施場所】</b>          県が委託（設置）する相談窓口          [別添「中核地域生活支援センター一覧」のとおり]</p> <p><b>【実施日】</b>          24時間、365日          ※ 夜間については、原則として電話による対応となります。</p> <p><b>【利用料】</b>          無料（自己負担無し）</p> <p><b>【利用方法】</b>          別添「中核地域生活支援センター一覧表」にある圏域内のセンター相談窓口へお問い合わせください。</p> <p><b>【所得制限】</b>          所得や資産等の利用制限はありません。</p>
利用対象	どなたでもご利用できます。
主な受付窓口	<p><b>【名称】【場所】【連絡先】</b>          別添「中核地域生活支援センター一覧 [P88]」のとおり</p>
参考	<p>[県ホームページ]  <a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/shien/chuukaku/kaisetsu.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/shien/chuukaku/kaisetsu.html</a></p>
県庁所管課	<p>健康福祉部健康福祉指導課 地域福祉推進班          電話：043（223）2615</p>

## 生活の支援

事業の名称	民生委員・児童委員制度
事業の内容	<p><b>【事業概要】</b>          民生委員・児童委員は、民生委員法及び児童福祉法に基づき各市町村に置かれるもので、社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談や援助活動を行う無償の奉仕者です。</p>
	<p><b>【実施方法】</b>          対面または電話等</p> <p><b>【実施場所】</b>          各民生委員・児童委員の担当区域</p> <p><b>【実施・開催日】</b>          随時</p> <p><b>【利用料】</b>          無料</p> <p><b>【利用方法】</b>          お住まいの市町村の民生委員担当課にお問い合わせください。</p> <p><b>【所得制限】</b>          無し</p>
利用対象	高齢者や母子家庭、障害者などの要援護者等
主な受付窓口	<p><b>【名称】【場所】【連絡先】</b>          お住まいの市町村の民生委員担当課</p>
県庁所管課	健康福祉部健康福祉指導課 地域福祉推進班 電話：043（223）2615

**生活の支援 保護者の就労支援**

事業の名称	放課後児童クラブ
事業の内容	<p><b>【事業概要】</b>          児童福祉法に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図る事業です。</p>
	<p><b>【実施方法】</b>          各市町村等にお問い合わせください。</p>
	<p><b>【実施場所】</b>          各市町村等にお問い合わせください。</p>
	<p><b>【実施・開催日】</b>          各市町村等にお問い合わせください。</p>
	<p><b>【利用料】</b>          各市町村等にお問い合わせください。</p>
	<p><b>【利用方法】</b>          各市町村等にお問い合わせください。  <b>【所得制限等】</b>          各市町村等にお問い合わせください。</p>
利用対象	児童福祉法に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童
主な受付窓口	<p><b>【名称】【場所】【連絡先】</b>          各市町村により異なりますので、各市町村へお問い合わせください。          別添「放課後児童クラブ担当課一覧表〔P89〕」のとおり</p>
県庁所管課	健康福祉部児童家庭課 子育て支援班 電話：043（223）2317

## 生活の支援

事業の名称	乳児家庭全戸訪問事業
事業の内容	<p><b>【事業概要】</b>            すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、様々な不安や悩みの相談、子育て支援に関する必要な情報提供を行い、適切なサービス提供に結び付ける子育て支援事業です。</p>
	<p><b>【実施方法】</b>            自宅に訪問し、①育児に関する不安や悩みの相談②子育てに関する情報提供③乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握を行います。            また、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整を行います。</p> <p><b>【実施場所】</b>            対象者の自宅</p> <p><b>【実施・開催日】</b>            お住まいの市町村窓口にお問い合わせください。</p> <p><b>【利用料】</b>            お住まいの市町村窓口にお問い合わせください。</p> <p><b>【利用方法】</b>            お住まいの市町村窓口にお問い合わせください。</p>
利用対象	生後4か月を迎えるまでの、すべての乳児のいる家庭が対象です。
主な受付窓口	<p><b>【名称】【場所】【連絡先】</b>            お住まいの市町村にお問い合わせください。            別添「母子保健市町村担当課一覧表〔P91〕」のとおり</p>
県庁所管課	健康福祉部児童家庭課 虐待防止対策室 電話：043（223）2357

## 生活の支援

事業の名称	母子生活支援施設
事業の内容	<p><b>【事業概要】</b></p> <p>18歳未満の児童（特別な事情がある場合は、20歳に達するまで）を養育している母子家庭の母又はこれに準ずる事情にある女子が、生活上のいろいろな問題のため児童の養育を十分にできない場合、母と子を共に入所させ生活を支援する施設。</p>
	<p><b>【実施方法】</b></p> <p>入所を希望される方は、お住まいの市町村役場に相談し、施設の入所要件に該当すれば、入所の手続きを行うこととなります。入所の手続きを行うのは、市及び県（町村分）の各健康福祉センターになります。</p> <p><b>【実施場所】</b></p> <p>入所を希望される方は、お住まいの市町村役場に相談してください。入所の手続きを行うのは、市及び県（町村分）の各健康福祉センターになります。</p> <p><b>【実施・開催日】</b></p> <p>入所を希望される方は、お住まいの市町村役場のひとり親家庭福祉担当課の方へ御相談ください。</p> <p><b>【利用料】</b></p> <p>所得に応じて費用負担があります。</p> <p><b>【利用方法】</b></p> <p>入所を希望される方は、お住まいの市町村役場のひとり親家庭福祉担当課の方へ御相談ください。</p> <p><b>【所得制限】</b></p> <p>入所者の住民税及び所得税の税額に応じて費用負担があります。</p>
利用対象	母子家庭の母又はこれに準ずる事情にある女子が対象になります。
主な受付窓口	<p><b>【名称】【場所】【連絡先】</b></p> <p>お住まいの市町村役場のひとり親家庭福祉担当課 別添「ひとり親家庭福祉担当課一覧〔P85〕」のとおり</p>
県庁所管課	健康福祉部児童家庭課 ひとり親家庭班 電話：043（223）2320

## 生活の支援

事業の名称	母子保健事業（思春期保健相談事業）による支援
事業の内容	<p><b>【事業概要】</b> 思春期世代やその家族等が、身体やこころ、性の健康について知識を得て、思春期特有の悩みや不安が少しでも軽減できるよう、学校等への講演会や健康相談等を行います。</p>
	<p><b>【実施方法】</b> お住まいの市町村を管轄する県健康福祉センターに確認してください。</p>
	<p><b>【実施場所】</b> お住まいの市町村を管轄する県健康福祉センターに確認してください。</p>
	<p><b>【実施・開催日】</b> お住まいの市町村を管轄する県健康福祉センターに確認してください。</p>
	<p><b>【利用料】</b> 無料</p> <p><b>【利用方法】</b> お住まいの市町村を管轄する県健康福祉センターに確認してください。</p>
利用対象	小中高校生 保護者 教職員等
主な受付窓口	<p><b>【名称】【場所】【連絡先】</b> 別添「県健康福祉センター・保健所一覧表〔P78〕」のとおり</p>
県庁所管課	<p>健康福祉部児童家庭課 母子保健班 電話：043（223）2329</p>

## 生活の支援

事業の名称	乳幼児の健康診査
事業の内容	<p><b>【事業概要】</b> 乳幼児健康診査は、乳幼児（生まれてから就学前までの児）の心身の異常を早期に発見し、早期に適切な治療等につなげるなど疾病の重症化及び障害の発生を未然に防止するために実施しています。</p>
	<p><b>【実施方法】</b> お住まいの市町村窓口を確認してください。</p> <p><b>【実施場所】</b> お住まいの市町村窓口を確認してください。</p> <p><b>【実施・開催日】</b> お住まいの市町村窓口を確認してください。</p> <p><b>【利用料】</b> 無料</p> <p><b>【利用方法】</b> お住まいの市町村窓口を確認してください。</p>
利用対象	<p>1歳6か月児健康診査： 満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児</p> <p>3歳児健康診査： 満3歳を超え満4歳に達しない幼児</p> <p>上記のほか、市町村は必要に応じ乳幼児への健康診査を行っており、対象者は市町村により異なります。</p>
主な受付窓口	<p><b>【名称】【場所】【連絡先】</b> お住まいの市町村により、実施形態が異なります。 別添「母子保健市町村担当課一覧表〔P91〕」のとおり</p>
県庁所管課	<p>健康福祉部児童家庭課 母子保健班 電話：043（223）2329</p>

## 生活の支援

事業の名称	Web サイト「親力アップいきいき子育て広場」
事業の内容	<p><b>【事業概要】</b>          子育てに関する学習機会・情報の提供として、生活習慣や学習習慣など、家庭で直面する問題への知識や手立てをウェブサイトに掲載しています。</p>
	<p><b>【実施方法】</b>          生活習慣やしつけ、子育て豆知識、子育て失敗談、家庭学習、不登校、進路などについて、子供の発達段階に応じた関わり方等、子育てに関する情報を、パソコン、スマートフォン、携帯電話からご覧いただきます。</p> <p><b>【実施場所】</b>          千葉県ホームページ内「親力アップいきいき子育て広場」          [県ホームページ]  <a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/pbkmp/emanabi_pc/index.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/pbkmp/emanabi_pc/index.html</a></p> <p><b>【実施・開催日】</b>          常時開設しています</p> <p><b>【利用料】</b>          自己負担はありません</p> <p><b>【利用方法】</b>          パソコン、スマートフォン、携帯電話から利用できます</p>
利用対象	子育て情報を必要とする方ならどなたでもご利用できます。 ※ パソコン、スマートフォン、携帯電話等を利用して閲覧していただきます。
主な受付窓口	<p><b>【名称】</b>「親力アップいきいき子育て広場」  <b>【場所】</b> 千葉県ホームページ→教育・健全育成→生涯学習・社会教育→家庭教育の支援→1. 「親力アップいきいき子育て広場」事業          [県ホームページ]  <a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/pbkmp/emanabi_pc/index.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/pbkmp/emanabi_pc/index.html</a></p>
参考	[県ホームページ] <a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/pbkmp/emanabi_pc/index.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/pbkmp/emanabi_pc/index.html</a>
県庁所管課	教育振興部生涯学習課 学校・家庭・地域連携室 電話：043（223）4069



<p>事業の名称</p>	<p>千葉県子どもと親のサポートセンター教育相談事業</p>
<p>事業の内容</p>	<p><b>【事業概要】</b>          学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、個々の状況に応じて、児童生徒および保護者、教職員に対し、相談活動を通して支援・援助を行います。</p> <p><b>【実施方法】</b>          ○電話相談、○来所相談、○Eメール相談、○FAX相談</p> <p><b>【実施場所】</b>          千葉県子どもと親のサポートセンター</p> <p><b>【実施・開催日】</b>          ○電話相談 24時間          ○来所相談 月～金 9時～17時（祝日、年末年始は除く）          ○Eメール相談 24時間          ※ サポートセンターからの返信は数日かかることがあります。</p> <p>○FAX相談 24時間          ※ サポートセンターからの返信は数日かかることがあります。</p> <p><b>【利用料】</b>          無料</p> <p><b>【利用方法】</b>          ○電話相談          フリーダイヤル0120（415）446へ          電話をおかけください。</p> <p>○来所相談          申し込みは、フリーダイヤル0120（415）446へ電話をおかけください。</p> <p>○Eメール相談          アドレス <a href="mailto:saposoudan@chiba-c.ed.jp">saposoudan@chiba-c.ed.jp</a>          件名は必ず「相談」としてください。          （件名がない場合は、返信できない場合もあります。）</p> <p>○FAX相談          043（207）6041</p>

	<p><b>【利用の制限等】</b></p> <p>○電話相談 千葉県内から電話をおかけください。 (県外からのフリーダイヤルは利用できません。 また、県境付近からのフリーダイヤルは繋がりにくい場合があります。)</p> <p>○Eメール相談 迷惑メール対策等の設定をされている方は、再度メールの設定を確認してください。</p>
利用対象	児童生徒・保護者・教職員等
主な受付窓口	<p><b>【名称】</b> 千葉県子どもと親のサポートセンター</p> <p><b>【場所】</b> 千葉市稲毛区小仲台5-10-2</p> <p><b>【連絡先】</b> 0120(415)446</p>
参考	<p>○「24時間子供SOSダイヤル」 電話番号 0570(0)78310 (なやみいおう) 千葉県内において「子供SOSダイヤル」は、子どもと親のサポートセンター及び千葉市教育委員会の電話相談に接続されます。</p>
県庁所管課	<p>教育振興部指導課 子どもと親のサポートセンター 電話：043(207)6034</p>

## 生活の支援

事業の名称	児童自立生活援助の実施（自立援助ホーム）
事業の内容	<p><b>【事業概要】</b></p> <p>義務教育を終了した20歳未満の児童等の自立を図るため、児童自立生活援助事業を行う者に委託して、その児童等に対し、共同生活を営むべき住居（自立援助ホーム）において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を実施します。</p>
	<p><b>【実施方法】</b></p> <p>共同生活を行う住居（自立援助ホーム）において、相談や日常生活上の援助、生活指導、就業支援を行います。</p> <p>また、自立援助ホームを出た後も、相談や援助を行います。</p> <p><b>【実施場所】</b></p> <p>各自立援助ホーム（柏市、松戸市、市川市、船橋市、君津市）</p> <p><b>【利用料】</b></p> <p>食事代や光熱水費など、日常生活で必要となる経費を各自立援助ホームに支払います（金額は各自立援助ホームで定めており、概ね月額3万円程度）。</p> <p>また、入居者本人の所得に応じて、県に負担金を納めていただく必要があります（生活保護を受給している場合や市町村民税が非課税の場合等は0円）。</p> <p><b>【利用方法】</b></p> <p>お住まいの市町村を担当する児童相談所にお問い合わせください。</p> <p><b>【所得制限】</b></p> <p>所得の制限はありませんが、所得に応じて、県に納めていただく負担金額が変わります。</p>
利用対象	義務教育を終了した20歳未満の方であって、児童養護施設等を退所した方や里親委託が解除された方、その他自立のために援助及び生活指導等が必要となる方を対象とします。
主な受付窓口	<p><b>【名称】【場所】【連絡先】</b></p> <p>別添「児童相談所一覧表〔P79〕」のとおり</p>
県庁所管課	<p>健康福祉部児童家庭課 虐待防止対策室</p> <p>電話：043（223）2322</p>

<p>事業の名称</p>	<p>生活困窮者への住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）</p>
<p>事業の内容</p>	<p><b>【事業概要】</b>                  離職等により、住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に、住居確保給付金として、家賃相当額を支給するとともに、自立相談支援機関による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。</p> <p><b>【実施方法】</b>                  自立相談支援窓口にて、申請を受け付けます。                  ただし、自立相談支援事業として、支援計画（プラン）を作成する必要があることから、相談支援員より、求職状況等の聴き取りがあります。                  支給期間中は、常用就職に向けた就職活動を行ってください。</p> <p><b>【支給方法】</b>                  住居確保給付金（家賃額）は、居住する市又は町村（県）から不動産業者等へ直接振り込まれます。（代理納付）                  支給期間は基本3か月間ですが、一定の要件を満たしていれば、3か月間を2回まで延長することが可能です。</p> <p><b>【支給金額】</b>                  月ごとに家賃額を支給します。                  ただし、申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入合計額が、基準額を超える場合には、次に掲げる計算式により算出される金額が、支給額となります。                  〔支給額 = 家賃額 - (月の世帯の収入額 - 基準額)〕                  ※ 基準額・・・各自治体が条例で定める市町村民税均等割が非課税となる者の収入額の1/12                  （詳しくは、窓口にてご確認ください）                  ※ 家賃額・・・住居確保給付金基準額（地域によって異なる）を上限。（詳しくは、窓口にてご確認ください）</p> <p><b>【支給要件（就職活動要件）】</b>                  1 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける                  2 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける                  3 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける</p>

	<p>※ 支給期間中に、常用就職に至らなかった場合には、受給中に誠実かつ熱心に就職活動要件を満たし、かつ、延長等の申請時において対象者要件を満たしている場合、3か月間の延長が2回まで可能となります。</p>
利用対象	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること</li> <li>2 申請日において、65歳未満であり、離職等の日から2年以内であること</li> <li>3 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと</li> <li>4 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、「基準額」に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額以下であること</li> <li>5 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする。）以下であること</li> <li>6 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと</li> <li>7 国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと</li> <li>8 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと</li> </ol>
主な受付窓口	<p><b>【名称】【場所】【連絡先】</b> 別添「自立相談支援事業窓口一覧表〔P76〕」のとおり</p>
県庁所管課	<p>健康福祉部健康福祉指導課 自立支援班 電話：043（223）2309</p>

<p>事業の名称</p>	<p>県営住宅へ入居する際の優遇措置</p>
<p>事業の内容</p>	<p><b>【事業概要】</b> 母子世帯、父子世帯及び多子世帯については、県営住宅の抽選において、一般世帯より当選確率が高くなるよう優遇しています。</p> <p><b>【実施方法】</b> 年4回（4・7・10・1月）の県営住宅の募集に係る各抽選において、母子・父子世帯及び多子世帯は、一般世帯より当選確率が高くなるよう、同じ番号の抽選玉が2個与えられます。また抽選で、同一申込人、同一世帯構成で5年間に4回以上落選している場合は、同じ番号の抽選玉が3個与えられます。</p> <p><b>【実施場所】</b> 抽選会場（抽選番号の通知時に会場を記載しています。）</p> <p><b>【実施・開催日】</b> 募集月（4・7・10・1月）の下旬</p> <p><b>【利用料】</b> 無料</p> <p><b>【利用方法】</b> 詳細については、下記の千葉県住宅供給公社県営住宅管理部募集課へお問い合わせください。</p> <p><b>【県営住宅の申込資格】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 申込者が日本国籍を有する方、又は外国人で申込本人及び同居しようとする親族の在留期間が1年以上の在留資格を有する方。</li> <li>② 原則として千葉県内に住所を有する方。</li> <li>③ 現に同居し、又は同居しようとする親族のある方。</li> <li>④ 現に住宅に困窮していることが明らかな方。</li> <li>⑤ 申込本人又は同居しようとする家族が暴力団員でないこと。</li> <li>⑥ 収入基準以下であること。</li> </ol> <p>※ 詳細については、千葉県住宅供給公社県営住宅管理部募集課にお問い合わせください。</p>
<p>利用対象</p>	<p>母子・父子世帯（申込本人が現に配偶者がなく20歳未満の子どもを扶養している者。） 多子世帯（入居予定者に18歳未満の子どもが3人以上いる世帯。）</p>

<p>主な受付窓口</p>	<p><b>【名称】</b> 千葉県住宅供給公社県営住宅管理部募集課  <b>【場所】</b> 千葉市中央区栄町1-16  <b>【連絡先】</b> 043-222-9200</p>
<p>参考</p>	<p>[県のホームページ]  <a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/juutaku/boshuu/moushikomishikaku.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/juutaku/boshuu/moushikomishikaku.html</a>  [千葉県住宅供給公社のホームページ]  <a href="http://www.chiba-kousya.or.jp/jutak/akitop_f.html">http://www.chiba-kousya.or.jp/jutak/akitop_f.html</a></p>
<p>県庁所管課</p>	<p>県土整備部都市整備局住宅課 県営住宅管理班  電話：043(223)3222</p>

<p>事業の名称</p>	<p>特定優良賃貸住宅家賃補助事業</p>
<p>事業の内容</p>	<p><b>【事業概要】</b>                  特定優良賃貸住宅とは、国が定めた「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づいて建設された中堅所得者向けの賃貸住宅です。18歳未満の子供がいる場合は入居時の収入基準の緩和がある他、世帯の構成、所得に応じて家賃補助を受けられる場合があります。                  （ただし補助期間は建物管理開始から20年間）</p> <p><b>【実施方法】</b>                  管理会社を通じて、入居前に住民票、所得証明書等を提出いただき、世帯の構成、所得金額に応じて入居者負担を減免します。入居後は、毎年7月末までに前年分の所得証明を提出いただき、10月1日を基準日として入居者負担額の改定を行います。</p> <p><b>【減免方法】</b>                  県は家賃と入居者負担額の差額をオーナー（認定事業者）に補助します。（入居者に直接補助は行いません。）</p> <p><b>【減免金額】</b>                  所得金額、団地によって変動します。                  （※所得金額、団地によっては補助が無い場合もあります。）                  詳しくは各管理者へお問い合わせください。</p> <p><b>【減免要件】</b>                  利用対象者を参照してください。                  なお、年収額については、県ホームページ「年収の範囲」「特定優良賃貸住宅制度の案内」を参照してください。</p>
<p>利用対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として同居親族（内縁関係にある方及び婚約者を含む）があること。</li> <li>・年収額が定められた範囲であること。</li> <li>・自ら居住するための住宅を必要としていること                      （原則として持家のある方は入居できません。）</li> <li>・現在他の特定優良賃貸住宅（または地域特別賃貸住宅）に入居していないこと。</li> <li>・その他県及び管理者の定める条件に該当していること。</li> </ul>
<p>主な受付窓口</p>	<p><b>【名称】【場所】【連絡先】</b>                  別添「千葉県特定優良賃貸住宅の管理者一覧 [P93]」のとおり</p>



<p style="text-align: center;"><b>参考</b></p>	<p>[県のホームページ]</p> <p>○ 年収の範囲   特定優良賃貸住宅制度のご案内  <a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/juutaku/chintai/tokuteiyuuryou/nenshuuhani.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/juutaku/chintai/tokuteiyuuryou/nenshuuhani.html</a></p> <p>○ 千葉県特定優良賃貸住宅制度のご案内  <a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/juutaku/chintai/tokuteiyuuryou/index.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/juutaku/chintai/tokuteiyuuryou/index.html</a></p>
<p style="text-align: center;"><b>県庁所管課</b></p>	<p>県土整備部都市整備局住宅課 住宅支援班  電話：043（223）3231</p>

## 生活の支援

事業の名称	千葉県あんしん賃貸支援事業
事業の内容	<p><b>【事業概要】</b>          子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、入居を受け入れることとする民間賃貸住宅（千葉県あんしん賃貸住宅）と、住まい探しに協力する不動産仲介業者（千葉県あんしん賃貸住宅協力店）を登録し、登録情報を提供します。</p>
	<p><b>【実施方法】</b>          県に登録した不動産仲介業者（千葉県あんしん賃貸住宅協力店）が住まい探しの相談に応じます。</p> <p><b>【実施場所】</b>          千葉県あんしん賃貸住宅協力店</p> <p><b>【実施・開催日】</b>          各協力店の営業時間等によります。          詳細については、各協力店へお問い合わせください。</p> <p><b>【利用料】</b>          無料</p> <p><b>【利用方法】</b>          協力店へ訪問、電話相談 等          詳細については、各協力店へお問い合わせください。</p>
利用対象	<p>高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯又は子育て世帯であり、家賃を適正に支払うことができ、地域社会の中で自立した生活を営むことができる方（居住支援を受けることによって自立することが可能となる方を含みます。）。</p>
主な受付窓口	<p><b>【名称】</b> 千葉県あんしん賃貸住宅協力店  <b>【場所】【連絡先】</b>          別添「千葉県あんしん賃貸住宅協力店一覧表〔P94〕」のとおり</p>
参考	<p>[県のホームページ]  <a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/juutaku/chintai/koureisha/anshin/index.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/juutaku/chintai/koureisha/anshin/index.html</a></p>
県庁所管課	<p>県土整備部都市整備局住宅課 住宅政策班          電話：043（223）3255</p>

## 保護者の就労支援

事業の名称	就労支援事業（生活保護法・生活困窮者自立支援制度）
事業の内容	<p><b>【事業概要】</b></p> <p>生活保護を受給する方で、実施する福祉事務所が、就労可能と判断する（高校在学、傷病、障害等のため、就労が困難な方を除き、現に就労している方を含む）方及び、離職等により、生活に困窮している方に対し、相談や助言、求職活動の支援・同行等を行い、新規就労や収入の増額などによる、生活保護からの自立等を支援します。</p>
	<p><b>【実施方法】</b></p> <p>生活保護を受給する方は、福祉事務所が就労可能かの判断を行い、就労支援に結びつけます。</p> <p>離職等により生活に困窮する方に対しては、自立相談支援窓口による相談支援や住居確保給付金の給付と併せ、就労支援を行います。</p> <p>支援の内容は、対象者の状況に応じ、相談や助言、求職活動の支援などを行います。</p> <p><b>【実施場所】</b></p> <p>市福祉事務所、郡部（町村部）を管轄する健康福祉センター 県が委託（設置）する相談窓口</p> <p><b>【実施日】</b></p> <p>概ね、開庁時間の平日の9時から17時まで ※ 詳しくは、下記の主な受付窓口にご確認ください</p> <p><b>【利用料】</b></p> <p>無料（自己負担無し）</p> <p><b>【利用方法】</b></p> <p>お住まいの市町村により異なりますので、下記の主な受付窓口にご確認ください。</p>
利用対象	<p>生活保護を受給している方</p> <p>生活に困窮している方</p>
主な受付窓口	<p><b>【名称】【場所】【連絡先】</b></p> <p>別添「福祉事務所（生活保護担当課）一覧表〔P74〕」のとおり</p> <p>別添「自立相談支援事業窓口一覧表〔P76〕」のとおり</p>
ホームページ	<p>[県ホームページ]</p> <p><a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/seikatukonkyuu-h2703.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/seikatukonkyuu-h2703.html</a></p>
県庁所管課	<p>健康福祉部健康福祉指導課 自立支援班</p> <p>電話：043（223）2309</p>

**保護者の就労支援 経済的支援**

事業の名称	母子家庭等就業・自立支援センター事業
事業の内容	<p><b>【事業概要】</b> 母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等の就業支援サービスの提供を行うとともに、養育費の取得のための相談等を行っています。</p> <p><b>【実施方法】</b> 母子家庭等就業・自立支援センターで、母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等の就業支援サービスの提供、養育費の取得のための相談等を行っています。</p> <p><b>【実施場所】【実施・開催日】</b> 母子家庭等就業・自立支援センター (千葉県母子寡婦福祉連合会 内) 〔住所〕千葉市中央区亥鼻2-10-9</p> <p><b>【利用料】</b> 無料です。</p> <p><b>【利用方法】</b> 母子家庭等就業・自立支援センターにお問い合わせください。 〔連絡先〕043-222-5818</p> <p><b>【所得制限】</b> 一部事業に対しては、一定の所得を超えた者について対象外になります。</p>
利用対象	県内（政令市・中核市を除く）の母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等
主な受付窓口	<p><b>【名称】</b> 千葉県母子寡婦福祉連合会</p> <p><b>【場所】</b> 千葉市中央区亥鼻2-10-9</p> <p><b>【連絡先】</b> 電話：043-222-5818</p>
参考	〔県ホームページ〕 <a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/shuugyou.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/shuugyou.html</a>
県庁所管課	健康福祉部児童家庭課 ひとり親家庭班 電話：043（223）2320

**保護者の就労支援 経済的支援**

事業の名称	母子家庭等自立支援給付金事業
事業の内容	<p><b>【事業概要】</b> 母子家庭の母又は父子家庭の父の就労をより効果的に促進するため、自主的に職業能力の開発を行う母子家庭の母又は父子家庭の父に対し給付金を支給します。</p> <p><b>【実施方法】</b> 看護師や介護福祉士、保育士などの資格取得のため、養成機関において修学する場合等に、生活費軽減のため、給付金が支給されます。 市においては、お住まいの市のひとり親家庭福祉担当課へ。町村においては、所管する健康福祉センターへお問い合わせください。</p> <p><b>【支給方法】</b> 一括又は定められた支給期間内に月額でお支払いします。</p> <p><b>【支給金額】</b> 自立支援教育訓練給付金事業 講座等経費の20%相当額、上限10万円 高等職業訓練促進給付金等事業 修業期間内、最大で月額10万円 修了後一時金として、最大5万円</p> <p><b>【支給要件】</b> 児童扶養手当が支給されている又は同様の所得水準にある母子家庭の母又は父子家庭の父 など</p>
利用対象	県内の母子家庭の母、父子家庭の父
主な受付窓口	<p><b>【名称】【場所】【連絡先】</b> 市においては、お住まいである市のひとり親家庭福祉担当課 町村においては、所管する健康福祉センターへお問い合わせください。</p>
参考	<p>[県ホームページ] <a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/shuugyou.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/shuugyou.html</a></p>
県庁所管課	健康福祉部児童家庭課 ひとり親家庭班 電話：043（223）2320

**経済的支援**

<p>事業の名称</p>	<p>児童扶養手当の支給</p>
<p>事業の内容</p>	<p><b>【事業概要】</b> ひとり親家庭や、親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。</p> <p><b>【実施方法】</b> お住まいの市町村役場の児童扶養手当担当課で手続きを行ってください。 審査後、支給要件に該当すれば手当が支給されます。 手当支給後も、支給要件を確認するため、年に1回（8月）、現況届を提出していただきます。 また、再婚や住所を変更した場合等は、手続きを行うこととなっております。</p> <p><b>【支給方法】</b> 手当を請求し認定されると、認定請求をした翌月分から手当が支給されます。 毎年3回、4月、8月、12月に、支払月の前月までの分の手当額が支給されます。</p> <p><b>【支給金額】</b> 全部支給 月額42,000円 一部支給 月額41,990円～9,910円 ※ 手当額は、監護する児童の数によって異なります。 (平成27年4月現在)</p> <p><b>【支給要件】</b> 利用対象者であっても、所得制限など、様々な支給要件があります。 資格要件がないにも関わらず、手当を受け取っていた場合は、当該手当額は返還していただきます。</p>
<p>利用対象</p>	<p>児童を監護しているひとり親家庭の母 児童を監護し、かつ、生計を同じくする父子家庭の父 父母にかわって児童を養育している養育者 など ※ ただし、所得制限など、他に様々な支給要件があります。</p>

<p>主な受付窓口</p>	<p><b>【名称】【場所】【連絡先】</b>  お住まいの市町村役場の児童扶養手当担当課で、受付を行っています。</p>
<p>参考</p>	<p>[県ホームページ]  <a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/boshi-fu/jidouhuyouteate.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/boshi-fu/jidouhuyouteate.html</a></p>
<p>県庁所管課</p>	<p>健康福祉部児童家庭課 ひとり親家庭班  電話：043（223）2320</p>

**経済的支援**

事業の名称	ひとり親家庭等医療費等助成事業
事業の内容	<p><b>【事業概要】</b> ひとり親家庭等の経済的負担と精神的不安の軽減を図るため、市町村が行うひとり親家庭等の医療費等助成事業に対して、県が補助します。</p> <p><b>【実施方法】</b> 母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童、父母のいない児童等が、保健医療機関による医療給付を受けた場合に、自己負担額から受給資格者一部負担額を除いた額を市町村が補助します。</p> <p><b>【助成方法】</b> 原則として、母子家庭の母等及びその児童等が保険診療を受け、その支払った医療費等から一部本人負担額を除き、当該医療費を市町村が助成します。</p> <p><b>【助成金額】</b> 原則として、支払った医療費等から一部本人負担額を除き、当該医療費を市町村が助成します。 ※ 一部本人負担額は、原則として通院・調剤の場合、1レセプト千円になります。</p> <p><b>【助成要件】</b> 利用対象者であっても、一定の所得を超えた者については対象外になります。</p>
利用対象	母子家庭の母と児童 父子家庭の父と児童 父母のいない児童 など
主な受付窓口	<p><b>【名称】【場所】【連絡先】</b> お住まいの市町村役場のひとり親家庭福祉担当課 別添「ひとり親家庭福祉担当課一覧〔P85〕」のとおり</p>
県庁所管課	健康福祉部児童家庭課 ひとり親家庭班 電話：043（223）2320



## 経済的支援

事業の名称	児童手当支給事業
事業の内容	<p><b>【事業概要】</b>            家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校修了前までの児童を養育している父母等に、年3回（6月、10月、2月）手当が支給されます。</p> <p><b>【実施方法】</b>            市町村の窓口(公務員の方は勤務先)にて、申請を行う必要があります。</p> <p><b>【支給方法】</b>            年3回（6月・10月・2月）、支給月までの4カ月分の手当が支給されます。</p> <p><b>【支給金額】</b>            〔1人あたり月額〕            0歳～3歳未満           15,000円            3歳～小学生 第1子・2子       10,000円                              第3子以降       15,000円            中学生           10,000円            所得制限以上       5,000円</p> <p><b>【支給要件】</b>            中学校修了までの児童を養育し、国内に住所を有していることが要件となり、            出生、転入等によって新たに受給資格が生じた場合、お住まいの市町村の窓口(公務員の場合は勤務先)に「認定請求書」を提出し、認定を受ける必要があります。            また、継続して手当を受ける場合は毎年6月に現況届をお住まいの市町村に提出する必要があります。</p>
利用対象	中学校修了までの児童を養育し、国内に住所を有している父母等
主な受付窓口	<p><b>【名称】【場所】【連絡先】</b>            お住まいの各市町村担当課（公務員は勤務先）            別添「児童手当至急事業市町村担当課〔P100〕」のとおり</p>
参考	<p>〔県ホームページ〕  <a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/kodomoteate1.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/kodomoteate1.html</a></p>
県庁所管課	健康福祉部児童家庭課 子育て支援班 電話：043（223）2317

別 添

## 主な受付窓口一覧表

(平成28年 1月現在)

## 福祉事務所（生活保護担当課）一覧表

市町村名	相談窓口の名称	電話番号
千葉市中央区	中央保健福祉センター社会援護第一課・第二課	043-221-2154
千葉市花見川区	花見川保健福祉センター社会援護課	043-275-6416
千葉市稲毛区	稲毛保健福祉センター社会援護課	043-284-6135
千葉市若葉区	若葉保健福祉センター社会援護第一課・第二課	043-233-8156
千葉市緑区	緑保健福祉センター社会援護課	043-292-8152
千葉市美浜区	美浜保健福祉センター社会援護課	043-270-3148
銚子市	銚子市社会福祉課	0479-24-8969
市川市	市川市生活支援課	047-383-9548
船橋市	生活支援課	047-436-2363
館山市	館山市社会福祉課	0470-22-3492
木更津市	木更津市社会福祉課	0438-23-6794
松戸市	松戸市生活支援一課・生活支援二課	047-366-7349
野田市	野田市生活支援課	04-7125-1111
茂原市	茂原市社会福祉課	0475-20-1571
成田市	成田市社会福祉課	0476-20-1536
佐倉市	佐倉市社会福祉課	043-484-6133
東金市	東金市社会福祉課	0475-50-1166
旭市	旭市社会福祉課	0479-62-5317
習志野市	習志野市生活相談課	047-451-1151
柏市	生活支援課	04-7167-1138
勝浦市	勝浦市福祉課	0470-73-1211
市原市	市原市生活福祉課	0436-22-9865
流山市	流山市社会福祉課	04-7150-6079
八千代市	八千代市生活支援課	047-483-1151

市町村名	相談窓口の名称	電話番号
我孫子市	我孫子市社会福祉課	04-7185-1111
鴨川市	鴨川市福祉課	04-7093-7112
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市社会福祉課	047-445-1141
君津市	君津市厚生課	0439-56-1175
富津市	富津市社会福祉課	0439-80-1259
浦安市	浦安市社会福祉課	047-351-1111
四街道市	四街道市生活支援課	043-421-6248
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市地域福祉課	0438-62-3159
八街市	八街市社会福祉課	043-443-1622
印西市	印西市社会福祉課	0476-42-5111
白井市	白井市保健福祉相談室	047-492-1111
富里市	富里市社会福祉課	0476-93-4193
南房総市	南房総市社会福祉課	0470-36-1151
匝瑳市	匝瑳市福祉課	0479-73-0096
香取市	香取市社会福祉課	0478-50-1209
山武市	山武市社会福祉課	0475-80-2616
いすみ市	いすみ市福祉課	0470-62-1117
大網白里市	大網白里市社会福祉課	0475-70-0302
印旛郡	印旛健康福祉センター生活保護課	043-483-1119
香取郡	香取健康福祉センター生活保護課	0478-52-9161
山武郡	山武健康福祉センター生活保護課	0475-54-0611
長生郡	長生健康福祉センター生活保護課	0475-22-5167
夷隅郡	夷隅健康福祉センター地域保健福祉課	0470-73-0145
安房郡	安房健康福祉センター地域保健福祉課	0470-22-4511

福祉事務所（生活保護担当課）一覧表

自立相談支援事業（生活困窮者自立支援制度）窓口一覧表

市町村名	相談窓口の名称	電話番号
千葉市	千葉市生活自立・仕事相談センター中央	043-202-5563
千葉市	千葉市生活自立・仕事相談センター稲毛	043-207-7070
銚子市	銚子市自立支援相談センター	0479-24-0880 0120-240-737
市川市	市川市生活サポートセンター	047-704-0010
船橋市	船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる	047-495-7111
館山市	館山市社会福祉協議会	0470-23-5068
木更津市	自立支援相談窓口	0438-23-6715
松戸市	松戸市自立相談支援センター	047-366-0077
野田市	野田市パーソナルサポートセンター	04-7125-2212
茂原市	長生ひなた	0475-36-3013
成田市	暮らしサポート成田	0476-20-3399
佐倉市	①佐倉市社会福祉協議会 ②さくらワークサポートセンター	043-484-6200 043-485-6888
東金市	東金暮らしサポート	0475-80-1113
旭市	旭市社会福祉協議会地域生活支援室	0479-57-3133
習志野市	習志野市生活相談支援センター「らいふあっぷ習志野」	047-453-2090
柏市	柏市地域生活支援センター（あいネット）	04-7165-8707
勝浦市	夷隅ひなた	0470-60-9123
市原市	いはら生活相談サポートセンター	0436-37-3400
流山市	流山市暮らしサポートセンターユーマット	04-7197-5690
八千代市	①市役所福祉総合相談室 ②八千代市社会福祉協議会地域振興課	①047-483-1151 ②047-483-3021
我孫子市	社会福祉課	04-7185-1111
鴨川市	鴨川市福祉総合相談センター	04-7093-1200
鎌ヶ谷市	社会福祉課	047-445-1141
君津市	生活自立支援センターきみつ	0439-56-1245
富津市	くらしと仕事の相談支援センター	0439-87-9611
浦安市	生活支援相談窓口	047-351-1111
四街道市	暮らしサポートセンター「みらい」	043-421-3003

市町村名	相談窓口の名称	電話番号
袖ヶ浦市	地域福祉課	0438-62-2111
八街市	自立相談支援窓口	043-312-0766
印西市	ワーク・ライフサポートセンター	0476-37-5571
白井市	くらしと仕事のサポートセンター	047-497-3650
富里市	社会福祉課	0476-93-4193
南房総市	支援相談窓口	0470-44-3577
匝瑳市	生活支援相談窓口	0479-73-0759
香取市	香取サポートセンター	0478-79-0516
山武市	生活・就労相談室	0475-80-1301
いすみ市	生活相談窓口	0470-60-4111
大網白里市	大網白里くらしサポート	0475-77-1222
印旛郡 (酒々井町) (栄町)	さかえ・しすいワーク・ライフサポートセンター	043-484-8222
香取郡 (神崎町) (多古町) (東庄町)	エリアサポートライフ	0478-50-2800
山武郡 (九十九里町) (芝山町) (横芝光町)	さんぶくらしサポート	0475-80-1114
長生郡 (一宮町) (睦沢町) (長生村) (白子町) (長柄町) (長南町)	長生ひなた	0475-36-3013
夷隅郡 (大多喜町) (御宿町)	夷隅ひなた	0470-64-6380
安房郡 (鋸南町)	ひだまり	0470-28-5667

自立相談支援事業（生活困窮者自立支援制度）窓口一覧表

## 千葉県健康福祉センター・保健所 一覧表

市町村名／●相談窓口の名称	電話番号
習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市 ● 習志野健康福祉センター（保健所）	047-475-5151
市川市、浦安市 ● 市川健康福祉センター（保健所）	047-377-1101
松戸市、流山市、我孫子市 ● 松戸健康福祉センター（保健所）	047-361-2121
野田市 ● 野田健康福祉センター（保健所）	04-7124-8155
佐倉市、成田市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、 印旛郡（酒々井町・栄町） ● 印旛健康福祉センター（保健所）	043-483-1133
香取市、香取郡（神崎町、多古町、東庄町） ● 香取健康福祉センター（保健所）	0478-52-9161
銚子市、旭市、匝瑳市 ● 海匝健康福祉センター（保健所）	0479-22-0206
東金市、山武市、大網白里市、山武郡（九十九里町、芝山町、横芝光町） ● 山武健康福祉センター（保健所）	0475-54-0611
茂原市、長生郡（一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町） ● 長生健康福祉センター（保健所）	0475-22-5167
勝浦市、いすみ市、夷隅郡（大多喜町、御宿町） ● 夷隅健康福祉センター（保健所）	0470-73-0145
館山市、鴨川市、南房総市、安房郡（鋸南町） ● 安房健康福祉センター（保健所）	0470-22-4511
木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市 ● 君津健康福祉センター（保健所）	0438-22-3743
市原市 ● 市原健康福祉センター（保健所）	0436-21-6391
千葉市 ● 千葉市保健所	043-238-9920
船橋市 ● 船橋市保健所	047-409-3668
柏市 ● 柏市保健所	04-7167-1255

## 児童相談所 一覧表

担当圏域 (市町村名)	名称	電話番号
成田市、佐倉市、習志野市、市原市、 八千代市、四街道市、八街市、印西市、 白井市、富里市、 印旛郡（酒々井町、栄町）	中央児童相談所	043-253-4101
市川市、船橋市、鎌ヶ谷市、浦安市	市川児童相談所	047-370-1077
松戸市、野田市、柏市、流山市、 我孫子市	柏児童相談所	04-7131-7175
銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、 香取郡（神崎町、多古町、東庄町）	銚子児童相談所	0479-23-0076
茂原市、東金市、勝浦市、山武市、 いすみ市、大網白里市、 山武郡（九十九里町、芝山町、横芝光町）、 長生郡（一宮町、睦沢町、長生村、 白子町、長柄町、長南町）、 夷隅郡（大多喜町、御宿町）	東上総児童相談所	0475-27-1733
館山市、鴨川市、木更津市、君津市、 富津市、袖ヶ浦市、南房総市、 安房郡（鋸南町）	君津児童相談所	0439-55-3100
千葉市	千葉市児童相談所	043-277-8880



## 市町村 教育委員会 一覧表

市町村名	教育委員会の名称	電話番号
市川市	市川市教育委員会	047-334-1111
船橋市	船橋市教育委員会	047-436-2803
習志野市	習志野市教育委員会	047-451-1122
八千代市	八千代市教育委員会	047-481-0300
浦安市	浦安市教育委員会	047-351-1111
松戸市	松戸市教育委員会	047-366-7455
野田市	野田市教育委員会	04-7125-1111
柏市	柏市教育委員会	04-7191-7389
流山市	流山市教育委員会	04-7150-6103
我孫子市	我孫子市教育委員会	04-7185-1110
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市教育委員会	047-445-1141
銚子市	銚子市教育委員会	0479-24-8725
成田市	成田市教育委員会	0476-20-1580
佐倉市	佐倉市教育委員会	043-484-6182
旭市	旭市教育委員会	0479-55-5721
四街道市	四街道市教育委員会	043-424-8924
八街市	八街市教育委員会	043-443-1442
印西市	印西市教育委員会	0476-42-5111
白井市	白井市教育委員会	047-492-1111
富里市	富里市教育委員会	0476-93-7657
匝瑳市	匝瑳市教育委員会	0479-73-0094
香取市	香取市教育委員会	0478-50-1220
酒々井町	酒々井町教育委員会	043-496-1171
栄町	栄町教育委員会	0476-95-1111
神崎町	神崎町教育委員会	0478-72-1601
多古町	多古町教育委員会	0479-76-5411
東庄町	東庄町教育委員会	0478-86-2311
茂原市	茂原市教育委員会	0475-20-1557
東金市	東金市教育委員会	0475-50-1183

市町村名	教育委員会の名称	電話番号
勝浦市	勝浦市教育委員会	0470-73-6664
山武市	山武市教育委員会	0475-80-1431
いすみ市	いすみ市教育委員会	0470-62-3621
大網白里市	大網白里市教育委員会	0475-70-0370
九十九里町	九十九里町教育委員会	0475-70-3191
芝山町	芝山町教育委員会	0479-77-1861
横芝光町	横芝光町教育委員会	0479-84-4116
一宮町	一宮町教育委員会	0475-42-4576
睦沢町	睦沢町教育委員会	0475-44-2509
長生村	長生村教育委員会	0475-32-2117
白子町	白子町教育委員会	0475-33-2111
長柄町	長柄町教育委員会	0475-35-2437
長南町	長南町教育委員会	0475-46-3398
大多喜町	大多喜町教育委員会	0470-82-3010
御宿町	御宿町教育委員会・布施学校組合教育委員会	0470-68-2514
館山市	館山市教育委員会	0470-22-3685
木更津市	木更津市教育委員会	0438-23-5243
市原市	市原市教育委員会	0436-23-9845
鴨川市	鴨川市教育委員会	04-7094-0512
君津市	君津市教育委員会	0439-56-1456
富津市	富津市教育委員会	0439-80-1340
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市教育委員会	0438-62-2111
南房総市	南房総市教育委員会	0470-46-2961
鋸南町	鋸南町教育委員会	0470-55-2120
千葉市	千葉市教育委員会	043-245-5903

市町村 教育委員会 一覧表

放課後子供教室実施市町一覧表（平成 26 年度現在）

市町村名	窓口の名称	電話番号
市川市	市川市教育委員会 青少年育成課	047-334-1197
八千代市	八千代市 子ども部元気子ども課	047-483-1151(内 2262)
浦安市	浦安市 こども部青少年課	047-351-1111(内 1252)
松戸市	松戸市 子ども部子育て支援課	047-366-7347
野田市	野田市教育委員会 青少年課・指導課	04-7123-1367
我孫子市	我孫子市 子ども部子ども支援課	04-7185-1492
成田市	成田市教育委員会 生涯学習課	0476-20-1583
四街道市	四街道市教育委員会 社会教育課	043-424-8927
八街市	八街市教育委員会 社会教育課	043-443-1464
印西市	印西市教育委員会 生涯学習課	0476-42-5111
白井市	白井市教育委員会 生涯学習課	047-492-1111(内 3433)
富里市	富里市教育委員会 生涯学習課	0476-93-7641
匝瑳市	匝瑳市教育委員会 学校教育課	0479-73-0094
香取市	香取市教育委員会 生涯学習課	0478-50-1224
酒々井町	酒々井町教育委員会 こども課	043-496-1171(内 373)
栄町	栄町教育委員会 生涯学習課	0476-95-1112
茂原市	茂原市教育委員会 生涯学習課	0475-20-1559
勝浦市	勝浦市教育委員会 社会教育課	0470-73-6665
山武市	山武市教育委員会 生涯学習課	0475-80-1451
大網白里市	大網白里市教育委員会 生涯学習課	0475-70-0380
睦沢町	睦沢町教育委員会 教育課	0475-44-0211
白子町	白子町教育委員会 生涯学習課	0475-33-2144
御宿町	御宿町教育委員会 教育課	0470-68-2947
館山市	館山市教育委員会 生涯学習課	0470-22-3698
木更津市	木更津市教育委員会 生涯学習課	0438-23-5278
鴨川市	鴨川市教育委員会 生涯学習課	04-7094-0515
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市教育委員会 生涯学習課	0438-62-3743

## 市区町村 社会福祉協議会 一覧表

市町村名	社会福祉協議会の名称	電話番号
千葉市	千葉市社会福祉協議会	043-209-8884
千葉市中央区	中央区事務所	043-221-2177
千葉市花見川区	花見川区事務所	043-275-6438
千葉市稲毛区	稲毛区事務所	043-284-6160
千葉市若葉区	若葉区事務所	043-233-8181
千葉市緑区	緑区事務所	043-292-8185
千葉市美浜区	美浜区事務所	043-278-3252
銚子市	銚子市社会福祉協議会	0479-24-8189
市川市	市川市社会福祉協議会	047-320-4001
船橋市	船橋市社会福祉協議会	047-431-2653
館山市	館山市社会福祉協議会	0470-23-5068
木更津市	木更津市社会福祉協議会	0438-25-2089
松戸市	松戸市社会福祉協議会	047-368-0503
野田市	野田市社会福祉協議会	04-7124-3939
茂原市	茂原市社会福祉協議会	0475-23-1969
成田市	成田市社会福祉協議会	0476-27-7755
佐倉市	佐倉市社会福祉協議会	043-484-6197
東金市	東金市社会福祉協議会	0475-52-5198
旭市	旭市社会福祉協議会	0479-57-5577
習志野市	習志野市社会福祉協議会	047-452-4161
柏市	柏市社会福祉協議会	04-7163-9000
勝浦市	勝浦市社会福祉協議会	0470-73-6101
市原市	市原市社会福祉協議会	0436-24-0011
流山市	流山市社会福祉協議会	04-7159-4735
八千代市	八千代市社会福祉協議会	047-483-3021
我孫子市	我孫子市社会福祉協議会	04-7184-1539
鴨川市	鴨川市社会福祉協議会	04-7093-0606
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市社会福祉協議会	047-444-2231
君津市	君津市社会福祉協議会	0439-57-2250
富津市	富津市社会福祉協議会	0439-87-9611
浦安市	浦安市社会福祉協議会	047-355-5271

市町村名	相談窓口の名称	電話番号
四街道市	四街道市社会福祉協議会	043-422-2945
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市社会福祉協議会	0438-63-3888
八街市	八街市社会福祉協議会	043-443-0748
印西市	印西市社会福祉協議会	0476-42-0294
白井市	白井市社会福祉協議会	047-492-5713
富里市	富里市社会福祉協議会	0476-92-2451
南房総市	南房総市社会福祉協議会	0470-44-3577
匝瑳市	匝瑳市社会福祉協議会	0479-73-0759
香取市	香取市社会福祉協議会	0478-54-4410
山武市	山武市社会福祉協議会	0475-82-7102
いすみ市	いすみ市社会福祉協議会	0470-87-8857
大網白里市	大網白里市社会福祉協議会	0475-72-1995
酒々井町	酒々井町社会福祉協議会	043-496-6635
栄町	栄町社会福祉協議会	0476-95-1100
神崎町	神崎町社会福祉協議会	0478-72-4031
多古町	多古町社会福祉協議会	0479-76-5940
東庄町	東庄町社会福祉協議会	0478-86-4714
九十九里町	九十九里町社会福祉協議会	0475-70-3163
芝山町	芝山町社会福祉協議会	0479-78-0850
横芝光町	横芝光町社会福祉協議会	0479-80-3611
一宮町	一宮町社会福祉協議会	0475-42-3424
睦沢町	睦沢町社会福祉協議会	0475-44-2514
長生村	長生村社会福祉協議会	0475-32-3391
白子町	白子町社会福祉協議会	0475-33-5746
長柄町	長柄町社会福祉協議会	0475-30-7200
長南町	長南町社会福祉協議会	0475-46-3391
大多喜町	大多喜町社会福祉協議会	0470-82-4969
御宿町	御宿町社会福祉協議会	0470-68-6725
鋸南町	鋸南町社会福祉協議会	0470-50-1174

市区町村社会福祉協議会 一覧表

## ひとり親家庭福祉 窓口一覧表

市町村名	窓口の名称	電話番号
千葉市	千葉市 子ども家庭支援課	043-245-5179
千葉市中央区	中央区 こども家庭課	043-221-2149
千葉市花見川区	花見川区 こども家庭課	043-275-6421
千葉市稲毛区	稲毛区 こども家庭課	043-284-6137
千葉市若葉区	若葉区 こども家庭課	043-233-8150
千葉市緑区	緑区 こども家庭課	043-292-8137
千葉市美浜区	美浜区 こども家庭課	043-270-3150
銚子市	銚子市 子育て支援課	0479-24-8967
市川市	市川市 子育て支援課	047-711-0679
	市川市 こども福祉課	047-336-1178
船橋市	船橋市 児童家庭課	047-436-3316
館山市	館山市 こども課	0470-22-3496
木更津市	木更津市 子育て支援課	0438-23-7243
松戸市	松戸市 子育て支援課	047-366-7347
	松戸市 子ども家庭相談課	047-366-3941
野田市	野田市 児童家庭課	04-7125-1111
茂原市	茂原市 子育て支援課	0475-20-1573
成田市	成田市 子育て支援課	0476-20-1538
佐倉市	佐倉市 児童青少年課	043-484-6140
東金市	東金市 子育て支援課	0475-50-1202
旭市	旭市 子育て支援課	0479-62-8012
習志野市	習志野市 子育て支援課	047-453-9203
柏市	柏市 こども福祉課	04-7167-1595
勝浦市	勝浦市 福祉課	0470-73-6618
市原市	市原市 子ども福祉課	0436-23-9802
流山市	流山市 子ども家庭課	04-7150-6082
八千代市	八千代市 子育て支援課	047-483-1151
我孫子市	我孫子市 子ども支援課	04-7185-1111
鴨川市	鴨川市 福祉課	04-7093-7112
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市 こども支援課	047-445-1141
君津市	君津市 子育て支援課	0439-56-1128

市町村名	相談窓口の名称	電話番号
富津市	富津市 子育て支援課	0439-80-1256
浦安市	浦安市 こども家庭支援センター	047-351-7698
	浦安市 こども家庭課	047-351-1111
四街道市	四街道市 家庭支援課	043-421-6124
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市 子育て支援課	0438-62-3272
八街市	八街市 児童家庭課	043-443-1693
印西市	印西市 子育て支援課	0476-42-5111
白井市	白井市 子育て支援課	047-497-3487
富里市	富里市 子育て支援課	0476-93-4497
南房総市	南房総市 社会福祉課	0470-36-1153
匝瑳市	匝瑳市 福祉課	0479-73-0096
香取市	香取市 子育て支援課	0478-50-1257
山武市	山武市 子育て支援課	0475-80-2631
いすみ市	いすみ市 福祉課	0470-60-1120
大網白里市	大網白里市 子育て支援課	0475-70-0331
酒々井町	酒々井町 健康福祉課	043-496-1171
栄町	栄町 福祉課	0476-33-7708
神崎町	神崎町 保健福祉課	0478-72-1603
多古町	多古町 子育て支援課	0479-76-5412
東庄町	東庄町 健康福祉課	0478-80-3300
九十九里町	九十九里町 健康福祉課	0475-70-3162
芝山町	芝山町 福祉保健課	0479-77-3914
横芝光町	横芝光町 福祉課	0479-84-1257
一宮町	一宮町 福祉健康課	0475-42-1415
睦沢町	睦沢町 健康福祉課	0475-44-2504
長生村	長生村 健康推進課	0475-32-6800
白子町	白子町 保健福祉課	0475-33-2113
長柄町	長柄町 住民課	0475-35-2414
長南町	長南町 保健福祉課	0475-46-2116
大多喜町	大多喜町 子育て支援課	0470-82-2152
御宿町	御宿町 保健福祉課	0470-68-6716
鋸南町	鋸南町 保健福祉課	0470-50-1171

ひとり親家庭福祉 窓口一覧表

## 地域若者サポートステーション（サポステ）一覧表

若者サポートステーションの名称（受託法人名）	電話番号
開設場所（所在地）	
ちば地域若者サポートステーション （株式会社アクティブブレインズ）	043-351-5531
住所：千葉市美浜区幕張西4-1-10	
いちかわ・うらやす若者サポートステーション （NPO法人ニュースタート事務局）	047-395-3053
住所：市川市宝2-10-18 安田ビル1階	
かしわ地域若者サポートステーション （NPO法人キャリアデザイン研究所）	04-7100-1950
住所：柏市柏下66-1 柏市勤労会館内	
ちば北総地域若者サポートステーション （NPO法人ワーカーズコープ）	0476-24-7880
住所：成田市不動ヶ岡1113-1 成田市勤労会館2階	
ふなばし地域若者サポートステーション （NPO法人セカンドスペース）	047-411-9814
住所：船橋市本町4-32-2 スクエア1階	
ちば南部地域若者サポートステーション （株式会社アクティブブレインズ）	0438-23-3711
住所：木更津市富士見1-1-1 たちより館2階	
まつど地域若者サポートステーション （NPO法人キャリアデザイン研究所）	047-703-8301
住所：松戸市小金原1-19-3 テクノ21松戸地域職業訓練センター内	
ちば南東部地域若者サポートステーション （NPO法人ユースサポートセンター友懇塾）	0475-23-5515
住所：茂原市道表1 茂原市役所9階	



## 中核地域生活支援センター 一覧表

市町村名	電話番号
● 相談窓口の名称（受託法人名）	
習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市	047-487-2941
● なかまネット（医療法人社団啓友会）	
市川市、浦安市	047-300-9500
● がじゅまる（社会福祉法人一路会）	
松戸市、流山市、我孫子市	047-309-7677
● ほっとねっと（医療法人財団はるたか会）	
野田市	04-7127-5366
● のだネット（社会福祉法人いちいの会）	
佐倉市、成田市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、 印旛郡（酒々井町、栄町）	043-483-3718
● いんば中核地域生活支援センターすけっと （社会福祉法人生活クラブ、社会福祉法人光明会）	
香取市、香取郡（神崎町、多古町、東庄町）	0478-50-2800
● 香取ネットワーク（NPO法人香取の地域福祉を考える会）	
銚子市、旭市、匝瑳市	0479-60-2578
● 海匝ネットワーク（社会福祉法人ロザリオの聖母会）	
東金市、山武市、大網白里市、山武郡（九十九里町、芝山町、横芝光町）	0475-53-5208
● さんぷエリアネット（社会福祉法人ワーナーホーム）	
茂原市、長生郡（一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町）	0475-22-7859
● 長生ひなた（NPO法人長生夷隅地域のくらしを支える会）	
勝浦市、いすみ市、夷隅郡（大多喜町、御宿町）	0470-60-9123
● 夷隅ひなた（NPO法人長生夷隅地域のくらしを支える会）	
館山市、鴨川市、南房総市、安房郡（鋸南町）	0470-28-5667
● ひだまり（社会福祉法人太陽会）	
木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	0439-27-1482
● 君津ふくしネット （社会福祉法人ミッドナイトミッションのぞみ会）	
市原市	0436-23-5300
● いちはら福祉ネット（社会福祉法人ききょう会）	

## 放課後児童クラブ 窓口一覧表

市町村名	窓口の名称	電話番号
千葉市	千葉市 健全育成課	043-245-5177
銚子市	銚子市 子育て支援課	0479-24-8967
市川市	市川市 青少年育成課	047-383-9419
船橋市	船橋市 地域子育て支援課	047-436-2319
館山市	館山市 こども課	0470-22-3496
木更津市	木更津市 子育て支援課	0438-23-7245
松戸市	松戸市 子育て支援課	047-366-7347
野田市	野田市 児童家庭課	代 04-7125-1111
茂原市	茂原市 子育て支援課	0475-20-1573
成田市	成田市 保育課	0476-20-1607
佐倉市	佐倉市 子育て支援課	043-484-6245
東金市	東金市 子育て支援課	0475-50-1203
旭市	旭市 学校教育課	0479-55-5724
習志野市	習志野市 青少年課	047-453-7379
柏市	柏市 学童保育課	04-7167-1294
勝浦市	勝浦市 福祉課	0470-73-6618
市原市	市原市 保育課	0436-23-9829
流山市	流山市 子ども家庭課	04-7150-6082
八千代市	八千代市 子育て支援課	代 047-483-1151
我孫子市	我孫子市 子ども支援課	04-7185-1492
鴨川市	鴨川市 子ども支援課	04-7093-7113
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市 こども支援課	代 047-445-1141
君津市	君津市 子育て支援課	0439-56-1184
富津市	富津市 子育て支援課	0439-80-1256
浦安市	浦安市 青少年課	代 047-351-1111
四街道市	四街道市 こども保育課	043-421-2238
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市 子育て支援課	0438-62-3272
八街市	八街市 児童家庭課	043-443-1693

市町村名	相談窓口の名称	電話番号
印西市	印西市 保育課	代 0476-42-5111
白井市	白井市 保育課	代 047-492-1111
富里市	富里市 子育て支援課	0476-93-4497
南房総市	南房総市 子ども教育課	0470-46-2966
匝瑳市	匝瑳市 学校教育課	0479-73-0094
香取市	香取市 子育て支援課	0478-50-1257
山武市	山武市 子育て支援課	0475-80-2631
いすみ市	いすみ市 福祉課	0470-60-1120
大網白里市	大網白里市 子育て支援課	0475-70-0347
酒々井町	酒々井町 こども課	代 043-496-1171
栄町	栄町 福祉課	0476-33-7708
神崎町	神崎町 保健福祉課	0438-72-1603
多古町	多古町 子育て支援課	0479-76-5412
東庄町	東庄町 健康福祉課	0478-80-3300
九十九里町	九十九里町 健康福祉課	0475-70-3164
芝山町	芝山町 福祉保健課	0479-77-3914
横芝光町	横芝光町 教育課	0479-84-4116
一宮町	一宮町 教育課	0475-42-1416
睦沢町	睦沢町 健康福祉課	0475-44-2504
長生村	長生村 健康推進課	0475-32-6800
白子町	白子町 住民課	0475-33-2112
長柄町	長柄町 住民課	0475-35-2414
長南町	長南町 保健福祉課	0475-46-2116
大多喜町	大多喜町 子育て支援課	0470-82-2152
御宿町	御宿町 保健福祉課	0470-68-6716
鋸南町	鋸南町 教育委員会	0470-55-2120

放課後児童クラブ 窓口一覧表

母子保健市町村担当課 一覧表

市町村名	相談窓口の名称	電話番号
習志野市	習志野市 健康支援課 母子保健係	047-453-2967
八千代市	八千代市 母子保健課 母子保健班	047-486-7250
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市 健康増進課 母子保健事業担当	047-445-1141
市川市	市川市 健康支援課 母子保健事業担当	047-377-4511
浦安市	浦安市 健康増進課 保健指導係	047-381-9058
松戸市	松戸市 子ども家庭相談課 母子担当室	047-366-5180
流山市	流山市 健康増進課 母子保健係	04-7154-0331
我孫子市	我孫子市 健康づくり支援課 母子保健担当	04-7185-1126
野田市	野田市 野田市保健センター 母子保健係	04-7125-1188
佐倉市	佐倉市 健康増進課 母子保健担当	043-485-6712
成田市	成田市 健康増進課 母子班	0476-27-1111
四街道市	四街道市 健康増進課 母子保健グループ	043-421-6100
八街市	八街市 健康管理課 母子保健班	043-443-1631
印西市	印西市 健康増進課 母子保健班	0476-42-5595
白井市	白井市 健康課 母子保健班	047-497-3495
富里市	富里市 健康推進課 保健指導班	0476-93-4121
酒々井町	酒々井町 健康福祉課 地域保健班	043-496-0090
栄町	栄町 健康保険課 母子保健事業担当	0476-33-7707
香取市	香取市 健康づくり課 母子保健事業担当	0478-50-1235
神崎町	神崎町 保健福祉課 保健係	0478-72-1603
多古町	多古町 保健福祉課 健康づくり係	0479-76-3185
東庄町	東庄町 健康福祉課 保健衛生係	0478-80-3300
銚子市	銚子市 健康管理課 母子保健班	0479-24-8070
旭市	旭市 健康管理課 支援班	0479-57-3113
匝瑳市	匝瑳市 健康管理課 健康管理班	0479-73-1200

市町村名	相談窓口の名称	電話番号
東金市	東金市 健康増進課 母子保健係	0475-50-1234
山武市	山武市 健康支援課 母子保健係	0475-80-1172
大網白里市	大網白里市 健康増進課 健康増進班	0475-72-8321
九十九里町	九十九里町 健康福祉課 健康指導係	0475-70-3182
芝山町	芝山町 福祉保健課 保健衛生係	0479-77-1891
横芝光町	横芝光町 健康管理課 健康管理班	0479-82-3400
茂原市	茂原市 茂原市保健センター 母子保健事業担当	0475-25-1725
一宮町	一宮町 福祉健康課 健康グループ	0475-40-1055
睦沢町	睦沢町 健康福祉課 国保健康班	0475-44-2506
長生村	長生村 健康推進課 健康指導係	0475-32-6800
白子町	白子町 保健福祉課 健康づくり係	0475-33-2179
長柄町	長柄町 住民課 健康福祉班	0475-35-2414
長南町	長南町 住民課 保健福祉室 健康管理班	0475-46-2111
勝浦市	勝浦市 介護健康課 健康管理係	0470-73-6614
いすみ市	いすみ市 健康高齢者支援課 健康づくり班	0470-62-1162
大多喜町	大多喜町 健康福祉課 保健予防係	0470-82-2168
御宿町	御宿町 保健福祉課 保健事業班 保健予防係	0470-68-6717
館山市	館山市 健康課 保健係	0470-23-3113
鴨川市	鴨川市 健康推進課 保健予防係	04-7093-7111
南房総市	南房総市 健康支援課 保健予防係	0470-36-1152
鋸南町	鋸南町 保健福祉課 健康推進室	0470-50-1171
木更津市	木更津市 健康推進課 母子保健事業担当	0438-23-1300
君津市	君津市 健康づくり課 すこやか親子係	0439-57-2233
富津市	富津市 健康づくり課 健康づくり係	0439-80-1268
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市 健康推進課 すこやか親子班	0438-62-3172
市原市	市原市 市原市保健センター 保健指導第1係	0436-23-1187

母子保健市町村担当課 一覧表

千葉県特定優良賃貸住宅の管理者 一覧表

管理者の名称 / 所在地	電話番号
千葉県住宅供給公社 住所：千葉市中央区栄町1-1-6	043-227-5673
株式会社アービック 住所：市川市市川1-23-9	047-325-0021
新日本建設株式会社 住所：千葉市美浜区ひび野1-4-3	043-213-1454
スターツアメニティー株式会社 住所：東京都江戸川区一之江8-4-3	03-5662-3274
株式会社タイセイ・ハウジー 住所：船橋市西船4-23-7	047-434-6181
全国農業協同組合連合会千葉県本部 住所：千葉市中央区新千葉町3-2-6	043-245-7405
東急住宅リース株式会社 住所：東京都新宿区西新宿2-3-1	03-3343-1311
株式会社日本建商 住所：柏市末広町4-5	04-7148-1101
株式会社サンビルド 住所：流山市南流山1-4-1	0471-58-0888
株式会社ヨシザキユニコン 住所：松戸市竹ヶ花136-2	047-366-7751
有限会社東葉産業 住所：柏市旭町1-2-1	0471-46-1346
株式会社長谷工ライブネット 住所：東京都港区芝2-29-14	03-5419-9188
株式会社フソウアルファ 住所：八千代市ゆりのき台6-1-6	047-483-9521
株式会社もとゆき 住所：浦安市北栄1-12-25	047-351-1511

## 千葉県あんしん賃貸住宅協力店 一覧表

(平成28年1月末時点)

協力店の名称	協力店の所在地	電話番号
有限会社京葉地所	松戸市栄町 4-205	047-702-3567
ベルエステート株式会社	木更津市東中央 2-1-15	0438-23-0021
有限会社 二宮不動産	我孫子市我孫子 1-13-20	04-7183-3003
有限会社ミサワホームセレクト	柏市泉町 7-10	04-7165-7811
イーストグローハウジング株式会社	柏市豊四季 508-13 コスモパレス 103	04-7175-9741
エイランド株式会社	船橋市西船 4-18-12	047-433-7333
泉商事株式会社	柏市千代田 2-2-12	04-7163-3035
丸神不動産株式会社	香取市本郷 244-1	0478-83-9411
有限会社レッツ	印西市大森 2551-5	0476-42-7803
タノホーム有限会社	柏市青葉台 2-3-20	04-7175-3358
株式会社サクセスホーム	柏市若柴 294-49	04-7133-0025
有限会社中嶋企画事務所	柏市柏 5-7-23 サンティビル 1F	04-7164-1112
有限会社 タンチョウコーポレーション	君津市久保 1-11-1	0439-55-8222
サンホーム	銚子市清川町 3-3-9	0479-22-7036
十河株式会社	船橋市西船 4-25-6	047-431-5350
株式会社大川	市川市市川 3-29-8	047-322-5838
佐藤商業株式会社市原五井店	市原市五井東 2-14-2	0436-21-3388
佐藤商業株式会社鎌取店	千葉市緑区おゆみ野 2-17-2	043-293-7155
佐藤商業株式会社津田沼北口店	船橋市前原西 2-6-20 カミュ津田沼 1F	047-477-6000
株式会社墨田地所	市川市市川南 1-5-19 スマイルビル 1号館 1階	047-325-0331
株式会社高品ハウジング 高品本店	千葉市若葉区高品町 1585-1	043-232-7342
株式会社高品ハウジング 都賀西口店	千葉市若葉区西都賀 3-19-4	043-290-1008

協力店の名称	協力店の所在地	電話番号
株式会社高品ハウジング 都賀東口店	千葉市若葉区都賀 3-4-1	043-226-4521
株式会社高品ハウジング千葉駅 東口店	千葉市中央区富士見 2-7-2 鹿島ビル 1F	043-308-0901
株式会社高品ハウジング四街道 店	四街道市四街道 1-2-3 藤原産業第2ビル 4F	043 - 235-8181
株式会社千葉ハイリビング	千葉市稲毛区弥生町 2-13	043-256-6611
有限会社天祥	市川市妙典 3-23-23	047-356-0600
丸一土地建物株式会社	千葉市中央区本町 2丁目 3番 17 号 1F	043-224-6561
株式会社桃太郎不動産	千葉市中央区松波 2-8-6 グレース西 千葉	043-254-5774
有限会社アシストホーム	市原市八幡 200-1	0436-43-8531
有限会社あんしん住宅	千葉市花見川区幕張本郷 5丁目 4 番ラ・ファイエット本郷 1F 103	043-350-1010
千葉新都市住宅株式会社	印西市原 1丁目 2番地 BIGHOP 駅 前ビルディング	0476-48-8365
有限会社サントミ	松戸市五香 6-1-8 高久ビル	047-385-8430
有限会社南口不動産	市川市市川南 1-7-8 宝ビル 1F	047-323-4365
株式会社三光エステート	船橋市本町 1-22-7 ソニール船橋 101 号	047-434-4735
株式会社さくらエステート	市川市行徳駅前 2-23-4	047-399-9333
岩瀬建設株式会社	茂原市八千代 1-20-10	0475-23-7778
株式会社アーバン不動産情報セ ンター	市川市南行徳 1-20-13 第2エディン グ 3F	047-390-2180
有限会社やよいコンサルティング	柏市松ケ崎 441-3	04-7132-0119
地奨住建株式会社	茂原市腰当 1308-1	0475-24-3311
賃貸エージェント西船橋店 株式 会社 トラスト	船橋市西船 4-26-8 スカイ21ビル 4階	047-431-6011
レスコットハウス株式会社	柏市南柏中央 2-13	04-7174-1182
サクラホールディングス株式会 社	千葉市中央区松波 4丁目 21番 5 号	043-216-2880
株式会社 ルーツコーポレーシ ョン	船橋市薬円台 6-1-1 薬円台駅ビル 1F	047-496-6310
エイチ・エイ・エス株式会社本店	習志野市津田沼 5-11-6 メゾンソレユ 1階	047-452-2066



協力店の名称	協力店の所在地	電話番号
ホームズ不動産販売株式会社	千葉市中央区春日 1-14-12	043-246-9888
株式会社ぴえて	大網白里市大竹 264-1	047-571-3636
株式会社セントラルエステート	東京都中央区日本橋堀留町 1-5-7 ユービル 4F	03-3661-0761
椎名ハウジング	千葉市稲毛区緑町 1-16-12-B	043-204-7066
京葉エステート株式会社	船橋市行田 1-48-7	047-429-7272
株式会社 ほがらか	印旛郡栄町安食ト杭新田 904	0476-95-9514
賃貸スマイル株式会社本八幡店	市川市八幡 2-15-14 北口ビル	047-709-7770
賃貸スマイル株式会社市川店	市川市市川 1-8-2 市川駅前荒川ビル 4階	047-326-2111
賃貸スマイル株式会社浦安店	浦安市北栄 1-16-10 岡清ビル 1階	047-306-3331
賃貸スマイル株式会社船橋店	船橋市本町 4-42-19 ウィンシューズビル	047-421-0111
賃貸スマイル株式会社西船橋店	船橋市西船 4-25-5 小崎ビル 4階	047-410-2222
ハツラツライフ株式会社	柏市旭町 3-3-48SK ウェイ 101号室	04-7128-5375
株式会社南柏リビング	流山市向小金 3-179 水代オーチャート II 2F	04-7197-4519
アールフィールズ株式会社	松戸市西馬橋蔵元町 183 シティプラザ II・2階	047-701-7935
有限会社相和不動産	千葉市緑区あすみが丘 3-45-3	043-294-8228
株式会社プロデュース	東京都中央区日本橋茅場町 3-5-3 鈴屋ビル 9F	03-3665-1161
向陽株式会社	柏市柏 1-5-15	04-7164-0807
有限会社和光建物管理	富里市日吉台 2-1-2	0476-92-3878
株式会社山盛	千葉市若葉区加曽利町 1603-7	043-214-8880
株式会社ランドハート	千葉市中央区富士見 2-7-13 ランドハートビル	043-227-3126
株式会社 穂高賃貸センター柏本店	柏市中央町 5-21 穂高第1プラザビル 1階	04-7167-5666
株式会社穂高賃貸センター ながれやま支店	流山市東深井 407-1	04-7178-3400
清水住宅株式会社	野田市清水 408	04-7125-6957
宝山不動産株式会社	我孫子市我孫子 1-9-1	04-7184-1011

協力店の名称	協力店の所在地	電話番号
晃南土地株式会社	我孫子市本町 2-2-18	04-7182-6662
有限会社リーブル	東金市道庭 954-1	0475-52-8881
丸泰商事株式会社	勝浦市墨名 818-1	0470-73-4511
有限会社ホクサン住宅	船橋市西船 4-26-9	047-432-6611
有限会社ヤシカ	船橋市宮本 2-15-17	047-433-7792
株式会社アドレス	香取市佐原イ 804 たがわビル1階 1-2号室	0478-55-8802
ハッタハ工務店合同会社	印旛郡栄町安食 1756-4	0476-80-1175
有限会社エデュポート	千葉市緑区誉田町 1-960-16	043-226-9037
株式会社サンビルド	佐倉市井野 1558-1	043-489-5230
有限会社日出ハウス	千葉市花見川区花園町 2486-9	043-274-6225
株式会社エンドーホーム	千葉市花見川区花園 1-14-4	043-271-1117
有限会社大日総業	千葉市花見川区大日町 1396-3	043-259-6284
株式会社ハカタヤ住設	松戸市北松戸 2-18-15	047-365-1934
有限会社センヨーホーム	千葉市中央区松波 2-18-4	043-251-1755
未来タウン株式会社	習志野市実籾 3-3-2	047-455-6110
株式会社 プレミアムホームワークス	松戸市六実 1-27-15 ログハウス	047-705-0101
株式会社元気プラザ	千葉市花見川区さつきが丘 2-1-4	043-286-7011
芳野屋不動産株式会社	千葉市若葉区千城台南 1-2-6	043-237-0497
株式会社谷不動産	千葉市中央区松波 3-4-3	043-251-5915
東葉住販株式会社	千葉市中央区松波 4-20-11 サニービル1階	043-290-0011
株式会社ランドマーク	千葉市若葉区西都賀 1-17-13	043-254-5251
有限会社ネットワーク	千葉市稲毛区緑町 1-8-16 緑町中央ビル1F	043-246-4747
株式会社石塚興産	千葉市中央区院内 1-12-6 第13CIビル2F	043-268-5811
大塚不動産	千葉市緑区誉田町 2-24-120	043-291-0222

協力店の名称	協力店の所在地	電話番号
株式会社浩和建设	千葉県緑区誉田町 2-21-1189	043-292-6323
有限会社るっく・アップ	千葉県中央区中央 3-13-3 マスタビル 2F	043-223-0488
株式会社アネックス	千葉県若葉区千城台北 3-11-10	043-236-5770
リアル・ハートハウジング 株式会社	千葉県稲毛区稲毛東 5-1-2 COCOリアル 101号	043-246-2100
小暮不動産株式会社	千葉県稲毛区稲毛東 5-7-28	043-243-1916
株式会社 かまとり住宅千葉中央店	千葉県中央区本町 3-2-2	043-223-6006
有限会社情報ランド	千葉県花見川区検見川町 5-1-6	043-298-1201
フィル・インフォメーション 株式会社	千葉県花見川区幕張本郷 2-8-9 ゼックスビル 本郷 103号室	043-273-1333
センチュリー-21 株式会社 シティーコーポレーション	千葉県若葉区西都賀 3-8-1 地商ビル 1F	043-255-4321
株式会社新清ハイツ	いすみ市弥正 267-4	0470-86-4590
ダリア住販株式会社	千葉県中央区弁天 2-20-21 ダリアビル 1階	043-255-5313
三愛ホームズ株式会社	市川市南八幡 4-17-13	047-300-9333
株式会社栄ハウジング	千葉県花見川区こてはし台 1-9-71F	043-257-8991
合同会社第一ホーム	千葉県緑区土気町 1709-5	043-312-5907
第一エステート株式会社	千葉県緑区誉田町 2-23-56 第一物産誉田ビル 1階	043-292-7188
株式会社ライフネット	千葉県稲毛区作草部町 599-1	043-207-7288
株式会社アイ・ランド	千葉県中央区南町 2-14-6 ロイヤルcrest 0G101	043-305-1779
株式会社トーフホーム	千葉県中央区弁天 4-11-21	043-255-1080
株式会社キタミ山王店	千葉県稲毛区山王町 58-11	043-423-2613
株式会社バクセル	千葉県若葉区小倉町 494-1	043-231-5560
不二総業株式会社	東京都台東区池之端 2-2-8	03-3824-1115
伸和ソリューション株式会社	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 1-7-22 シェリール 1F	047-443-2112
有限会社さくら住販	千葉県若葉区西都賀 3-9-2 小山ビル 1F	043-254-2320

協力店の名称	協力店の所在地	電話番号
南総キングダム株式会社 千葉土地建物管理千葉支店	千葉市中央区新宿 2-3-17 1階	043-306-9775
ワイズエステート株式会社	千葉市中央区都町 3-26-8	043-235-3540
白井不動産株式会社	千葉市中央区松波 2-4-13	043-287-7912
モバイルホーム株式会社	船橋市宮本 4-1-1	047-481-8576
株式会社金太郎カンパニー	千葉市花見川区幕張本郷 1-29-23-102 金太郎ヒルズ <sup>®</sup> 18	043-213-8782
アーキッツホーム株式会社	流山市江戸川台東 2-252-1	04-7157-3895
株式会社国建エステート	市原市五井中央東 1-8-2	0436-26-8242
株式会社エバンス 賃貸 Shop 蘇我店	千葉市中央区南町 2-9-10 第2京葉ビル B号室	043-264-2277
株式会社リバティ ピタットハウス大網店	大網白里市駒込 443-1	0475-70-1200
株式会社センターホーム	千葉市中央区白旗 1-1-3	043-305-1882
有限会社TKコーポレーション	木更津市祇園 1-26-16 祇園コーポ 105号室	0438-30-9393
総武建設株式会社	八街市八街ほ 310-2	043-443-7811
総武住販株式会社	八街市八街ほ 240-32	043-442-1511
合同会社双菱	船橋市西船 1-26-10-105	047-430-8028

千葉県あんしん賃貸住宅協力店 一覧表

## 児童手当支給事業 窓口一覧表

市町村名	相談窓口の名称	電話番号
千葉市(本庁)	千葉市 こども企画課	043-245-5107
千葉市中央区	中央保健福祉センター こども家庭課	043-221-2172
千葉市花見川区	花見川保健福祉センター こども家庭課	043-275-6421
千葉市稲毛区	稲毛保健福祉センター こども家庭課	043-284-6137
千葉市若葉区	若葉保健福祉センター こども家庭課	043-233-8150
千葉市緑区	緑保健福祉センター こども家庭課	043-292-8137
千葉市美浜区	美浜保健福祉センター こども家庭課	043-270-3150
銚子市	銚子市 子育て支援課	0479-24-8967
市川市	市川市 こども福祉課	047-334-1178
船橋市	船橋市 児童家庭課	047-436-2316
館山市	館山市 こども課	0470-22-3496
木更津市	木更津市 子育て支援課	0438-23-7243
松戸市	松戸市 子育て支援課	047-366-3127
野田市	野田市 児童家庭課	04-7123-1093
茂原市	茂原市 子育て支援課	0475-20-1573
成田市	成田市 子育て支援課	0476-20-1538
佐倉市	佐倉市 児童青少年課	043-484-6140
東金市	東金市 子育て支援課	0475-50-1202
旭市	旭市 子育て支援課	0479-62-8012
習志野市	習志野市 子育て支援課	047-453-9203
柏市	柏市 こども福祉課	04-7167-1595
勝浦市	勝浦市 福祉課	0470-73-6618
市原市	市原市 子ども福祉課	0436-23-9802
流山市	流山市 子ども家庭課	04-7150-6082
八千代市	八千代市 元気子ども課	代 047-483-1151
我孫子市	我孫子市 子ども支援課	代 04-7185-1111
鴨川市	鴨川市 子ども支援課	04-7093-7113
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市 こども支援課	代 047-445-1141
君津市	君津市 子育て支援課	0439-56-1128
富津市	富津市 子育て支援課	0439-80-1256

市町村名	相談窓口の名称	電話番号
浦安市	浦安市 こども課	代 047-351-1111
四街道市	四街道市 家庭支援課	043-421-6124
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市 子育て支援課	0438-62-3272
八街市	八街市 児童家庭課	043-443-1693
印西市	印西市 子育て支援課	0476-42-5111
白井市	白井市 子育て支援課	代 047-492-1111
富里市	富里市 子育て支援課	0476-93-4497
南房総市	南房総市 社会福祉課	0470-36-1151
匝瑳市	匝瑳市 福祉課	0479-73-0096
香取市	香取市 子育て支援課	0478-50-1257
山武市	山武市 子育て支援課	0475-80-2631
いすみ市	いすみ市 福祉課	0470-60-1120
酒々井町	酒々井町 こども課	代 043-496-1171
栄町	栄町 福祉課	0476-33-7708
神崎町	神崎町 保健福祉課	0478-72-1603
多古町	多古町 子育て支援課	0479-76-5412
東庄町	東庄町 町民課	0478-86-6070
大網白里市	大網白里市 子育て支援課	0475-70-0331
九十九里町	九十九里町 健康福祉課	0475-70-3164
芝山町	芝山町 福祉保健課	0479-77-3914
横芝光町	横芝光町 福祉課	0479-84-1257
一宮町	一宮町 福祉健康課	0475-42-1415
睦沢町	睦沢町 健康福祉課	0475-44-2506
長生村	長生村 健康推進課	0475-32-6800
白子町	白子町 住民課	0475-33-2112
長柄町	長柄町 住民課	0475-35-2414
長南町	長南町 保健福祉課	0475-46-2116
大多喜町	大多喜町 子育て支援課	0470-82-2152
御宿町	御宿町 保健福祉課	0470-68-6716
鋸南町	鋸南町 保健福祉課	0470-50-1172

児童手当支給事業 窓口一覧